

入札説明書

【電子入札システム対応】

国立研究開発法人国立環境研究所廃棄物・廃水処理施設運転管理業務

令和8年1月

国立研究開発法人国立環境研究所

当研究所の一般競争に係る入札公告（令和8年1月16日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1. 競争入札に付する事項

- | | |
|-----------|---|
| (1) 件 名 | 【電子入札システム対応】国立研究開発法人国立環境研究所廃棄物・廃水処理施設運転管理業務 |
| (2) 契約期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |
| (3) 仕様 | 仕様書による。 |
| (4) 履行場所 | 仕様書による。 |
| (5) 入札保証金 | 免除 |
| (6) 契約保証金 | 免除 |

2. 競争参加に必要な資格

- (1) 令和7・8・9年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「建物管理等各種保守管理」において、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。ただし、「関東・甲信越」における当該競争参加資格を有し、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県又は東京都内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所のいずれかを有する者に限る。
- (2) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第6条の規定に該当しない者であること。
- (4) 契約者等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (6) 過去10年(平成28年度～令和7年度)以内に元請けとして完了した、当研究所と同等以上の規模を有する廃棄物・廃水処理施設の維持管理、またはそれに類する業務の実績を有すること。
- (7) 必要とされる資格等の取得者を業務に従事させ、業務開始日には本業務を安全確実に履行できる業務実施体制を組むことが出来る者であること。
- (8) (6)及び(7)の証明として、業務実施体制図、業務従事者の資格等の写し、業務従事者の職務履歴書、該当する業務実績の一覧表（業務名、顧客名、契約時期）及び業務内容の概要を把握することが出来る資料を提出すること。

3. 入札心得

- (1) 入札参加者は、仕様書及び添付書類を熟読のうえ、入札しなければならない。
- (2) 入札参加者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- (3) 入札参加者は、入札後、仕様書及び添付書類についての不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

4. 電子入札システムの利用

本件調達は電子入札システムで行うため、同システムの電子認証（代表者又はその委任を受けた者のICカードに限る。）を取得していること。

・<https://www.ebs-cloud.fwd.ne.jp/CALS/Acceptor/index.jsp?name1=06A0064006A00600>
また、同システム使用にあたっては、業者番号が発行されている必要があり、8. (1) ①の提出の際に必要になる。業者番号発行の手続きについては、以下 URL の「電子入札システムの導入について」を参照のこと。

・<https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/>
なお、同システムによりがたい者は、発注者に申し出た場合に限り紙入札方式によることができる。

5. 入札及び開札の日時及び場所

令和8年2月16日（月）14時00分
国立研究開発法人国立環境研究所 研究本館II 1階 第1会議室
(茨城県つくば市小野川16-2)

6. 入札説明書等に対する質問

(1) 入札説明書、添付資料等に対する質問がある場合においては、次に従い、質問書を提出すること。

①提出期間：令和8年1月16日（金）から令和8年1月23日（金）16時00分まで。

②提出場所：〒305-8506

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 総務部会計課契約第一係

TEL 029-850-2321 (担当：門川)

③提出方法：電子メールによるデータ（指定様式（※））の送付とする（データ送付先:c hotatsu@nies.go.jp）。なお、メールの件名を【質問の提出（国立研究開発法人国立環境研究所廃棄物・廃水処理施設運転管理業務）（担当：門川）】とすること。

※当研究所WEBサイトに掲載（本公告掲載先と同一ページ）

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

①期間：令和8年1月29日（木）10時00分から

令和8年2月16日（月）14時00分まで。

②閲覧場所：当研究所WEBサイト（本公告掲載先と同一ページ）

(3) (1) の質問がない場合、(2) については行わないものとする。

7. 入札参加資格証明書類等の提出

入札に参加しようとする者は、本入札説明書2. (1) 及び(8)の証明書類を次に従い提出すること。また、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県又は東京都内に本店がない場合は、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県又は東京都内に建設業法に基づく支店又は営業所を有することが確認できる書類（例：現在事項全部証明書の写し、会社パンフレット）も併せて提出すること。

(1) 提出期限：令和8年2月5日（木）16時00分

持参する場合の受付時間は、平日の10時から16時まで（12時から13時を除く）とする。

(2) 書面による提出の場合

ア. 提出方法 持参又は郵送によって提出すること。ただし、郵送する場合には、書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。

イ. 提出場所 6. (1) ②の場所

ウ. 提出部数 2部（提出書類を綴じ込んだ一式）

(3) 電子による提出の場合

ア. 提出方法 電子ファイル（PDF形式）により、電子メールで送信。メールの件名は【入札参加資格証明書類の提出（国立研究開発法人国立環境研究所廃棄物・廃水処理施設運転管理業務）（担当：門川）】とすること。

イ. 提出場所 chotatsu@nies.go.jp

(4) 提出された書類による本競争参加の可否については、次の期間までに連絡をする。

①期間：入札日及び開札の2営業日前17時00分。

8. 入札及び開札

(1) 電子入札の場合

①電子入札システムにより入札をする予定の者については、同システムにより、入札者又は代理人等の電話連絡先（開札時、開札執行員等からの電話を確実に受けられる番号とすること。）が記載された書類をPDF化し添付の上、7. (1) の日時までに提出すること

②5. の日時までに、同システムに定める手続に従って入札を行うこと。通信状況によっては当該期限内に入札情報が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

③入札金額については、1. (1) の業務に関する一切の費用を含めた額とする。

- ④落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入力するものとする。
- ⑤同システムにより入札した場合には、本入札説明書において示す暴力団排除等に関する誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- ⑥入札者又は代理人等は、開札時刻に同システムの端末の前で待機しなければならない。
- ⑦事由のいかんにかかわらず入札の引換え、変更又は取消しを行うことができない。
- ⑧入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

(2) 紙入札の場合

- ①紙入札での参加については、紙入札方式参加届（別紙1）を7. (1) の日時までに
6. (1) ②の場所へ持参、郵送又は電子メール（chotatsu@nies.go.jp）により提出すること。
- ②入札書（別紙2）には、入札参加者の住所、氏名を記入し、金額の記入はアラビア数字を用いて鮮明に記載すること。なお、郵送による提出の際は入札書に入札回数（第〇回）を記載すること。
- ③入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- ④入札金額については、1. (1) の業務に関する一切の費用を含めた額とする。
- ⑤落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額から課税額を除いた金額を入札書に記載するものとする。
- ⑥入札書は、別紙の書式により作成し、封かんの上で持参又は郵送により提出するものとする。
- ⑦入札書を持参する場合は、入札書を封かんし、入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時を記載し、入札及び開札日に入札箱に投入すること。
- ⑧当面の間郵送による入札書の提出は3通まで認めることとする。入札書を郵送により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、中封筒に入札参加者の入札参加者の商号又は名称、入札件名及び開札日時並びに入札回数（〇回目）を記載して書留郵便（配達証明付）により、次に従い郵送すること。
- 提出期限：入札及び開札の前日（※）16時00分
- ※土・日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く。
- 提出場所：本入札説明書6. (1) ②と同じ
- ⑨入札参加者は、入札書を提出する際には、本入札説明書2. (1) の競争参加資格を有することを証明する書類を提出すること。
- ⑩入札参加者は、代理人又は復代理人（以下「代理人等」という。）をして入札させることは、その委任状（別紙3、4）を持参させなければならない。なお、⑧により入札書を郵送する場合も同様とし、入札書を郵送する際に委任状を同封するものとする。
- ⑪入札参加者又はその代理人等は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- ⑫開札は、入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札執行事務に關係のない職員を立会させて開札する。この場合、異議の申し立てはできない。
- ⑬入札参加者又はその代理人等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ⑭提出済の入札書は、その事由のいかんにかかわらず引換え、変更又は取消しを行うことができない。

⑯入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめがある。

9. 入札の無効

次の各号に該当する入札書は無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者の提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人等の提出した入札書
- (3) 記名を欠いた入札書
- (4) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (5) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意志表示が不明瞭である入札書
- (7) 明らかに連合によると認められる入札書
- (8) 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人等を兼ねた者の入札書
- (9) 同一入札執行回について、入札参加者又はその代理人等が二通以上の入札書を提出した場合
- (10) その他の入札に関する条件に違反した入札書

10. 落札の決定

本入札説明書2の競争参加資格及び仕様書等の要求要件を全て満たし、当該入札書の入札価格が国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

11. 再度入札

開札した場合において、入札参加者の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札が無いときは、直ちに再度の入札を行う。なお、以下の事項に留意すること。

- ・再度入札の時刻は入札執行者（弊所職員）が指定する（電子入札による応札を行う場合は特に留意すること。）。
- ・再度入札の回数は原則として2回を限度とする。ただし、郵便による入札を行い、開札当日に入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札書の提出数以降の再度入札による入札に参加できないため注意すること。

12. 低入札価格調査制度の実施

- (1) 本調査は、落札者となるべき者の入札価格が国立環境研究所の規定する基準価格より下回った場合に低入札価格調査を行う。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が、基準価格を下回った場合、開札執行者は入札者に対して「保留」の旨宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて開札を終了する。
- (3) その後、国立環境研究所において、入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行う。入札者は、事情聴取及び当所から求められた書類の提出について協力すること。
- (4) (3)に基づき調査を行った後の結果の通知は以下による。
 - ①調査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められた場合には、直ちに(2)の落札者となるべき者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知する。
 - ②調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないと認められ、(2)の落札者となるべき者以外の者が落札者として決定された場合には、当該落札者には落札者となつた旨の必要な通知を行い、最低価格入札者には落札者とならなかつた理由等を通知する。併せて他の入札者全員に対して落札決定があつた旨を通知する。

1 3 . 同価格の入札が 2 人以上ある場合の落札者の決定

- (1) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。電子入札システムにより入札を行う場合は、入札時に任意の 3 衔の数字を入力すること。紙入札による場合は、入札書（別紙 2）の記載欄に任意の 3 衔の数字を記載すること。なお、入力された数字は乱数処理により変換された数字により落札者を決定するため、指定した数字が直接判定に用いられるものではない。
- (2) 前項の場合において、数字の指定を行わない者があるときは、職員が任意の数字を入力する。

1 4 . 落札内訳書の提出

- (1) 落札者は、落札者の決定後すみやかに落札額に応じた内訳書を提出すること。なお、内訳書は、可能な限り詳細に記載するものとし、内訳書の全ての単価（単価を示すことができないものについては、その価格）についてその単価を証明する書類を添付すること。また、月毎の金額が分かるように記載すること。
- (2) 内訳書の様式は自由とする。
- (3) 内訳書は返却しない。

1 5 . 契約書等の提出

- (1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者等から交付された契約書の案に記名押印し、速やかにこれを契約担当者等に提出しなければならない。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。
- (3) 契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

1 6 . その他

(1) 再委託等の制限

落札者は、業務の処理を第三者（再委託等先が乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書（別紙）を書面により申請し、承認を得たときは、この限りではない。

※再委託等の取り扱いについては、仕様書及び「契約における再委託等の取扱いについて」（当研究所 HP に掲載）を参照すること。

掲載先：<https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/saitaku.pdf>

1 7 . 契約者の氏名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀

1 8 . 入札結果及び契約情報の公表について

① 入札結果の公表

落札者が決定したときは、その入札結果（落札者を含めた入札者全員の商号又は名称及び入札価格）について、開札場において発表するとともに電子入札システム及び入札情報公開システムにおいて公表する予定である。

② 契約情報の公表

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当法人の WEB サイトにおいて公表する。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 1 月 7 日閣議決定）」において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について、情報を公開する等の取組を進めることとされている。これに基づき、以下のとおり、当法人との関係に係る情報を当法人の WEB サイトで公表することとするので、所要の情報の当法人への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようお願いする。なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって、同意されたものとみなすこととする。

- 1) 公表の対象となる契約先
次のいずれにも該当する契約先
 - ア. 当法人において役員を経験した者が再就職をしていること又は課長相当職以上の職を経験した者が役員、顧問等として再就職していること
 - イ. 当法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- 2) 公表する情報
上記に該当する契約先との契約（予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水料の支出に係る契約等は対象外）について、契約ごとに、物品・役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 - ア. 前記②1)アに該当する再就職者の人数、職名及び当法人における最終職名
 - イ. 当法人との間の取引高
 - ウ. 総売上高又は事業収入に占める当法人との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
 - ・ 3分の1以上2分の1未満
 - ・ 2分の1以上3分の2未満
 - ・ 3分の2以上
 - エ. 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- 3) 提供を求める情報
 - ア. 契約締結時点における前記②1)アに該当する再就職者に係る情報（人数、職名及び当法人における最終職名）
 - イ. 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当法人との間の取引高
- 4) 公表の時期
契約締結日の翌日から起算して原則72日以内（4月中に締結した契約については原則93日以内）

19. 電子入札システムの操作及び障害発生時の問合せ先

電子入札システム ポータルサイトアドレス

: <https://www.nies.go.jp/osirase/chotatsu/kokoku/e-bidding/index.html>

ヘルプデスク 0570-021-777 (受付時間：平日 9:00～12:00 及び 13:00～17:30)

Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com

◎添付資料

- ・別紙 1 紙入札方式参加届
- ・別紙 2 入札書
- ・別紙 3 委任状（代理人用）
- ・別紙 4 委任状（復代理人用）
- ・別紙 5 暴力団排除等に関する誓約事項
- ・（各種規程）国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）
- ・（参考） 紙入れに当たっての留意事項
- ・別添 1 契約書（案）
- ・別添 2 仕様書

(別紙1)

年 月 日

紙入札方式参加届

国立研究開発法人国立環境研究所理事長 殿

住 所

商号又は名称

代表者名

下記入札案件について、紙入札方式での参加をいたします。

件名： 国立研究開発法人国立環境研究所廃棄物・廃水処理施設運転管理業務

担当者等連絡先

部署名：

担当者名：

責任者名：

T E L :

E-mail :

(別紙2)

入札書

金

円

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名 国立研究開発法人国立環境研究所廃棄物・廃水処理施設運転管理業務

上記金額をもって貴所入札説明書承諾のうえ入札します。
御採用のうえは確実に履行いたします。
なお、入札説明書別紙5の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者名

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名 :

担当者名 :

責任者名 :

T E L :

E-mail :

<記入例>

入札書

金

円

※仕様書で示す業務内容及び業務契約期間に係る一切の費用を記載（電子入札システムでは入力）すること。

電子くじに入力する数字（任意の3桁）：

件名 国立研究開発法人国立環境研究所廃棄物・廃水処理施設運転管理業務

上記金額をもって貴所入札説明書承諾のうえ入札します。

御採用のうえは確実に履行いたします。

なお、入札説明書別紙5の暴力団排除等に関する誓約事項に誓約します。

××年××月××日

住 所 ○○県○○市○○1-2-3

商号又は名称 株式会社△△△△

代表者名 代表取締役

< (復) 代理人 ◎◎◎◎ >

※代理人又は復代理人が入札する際は、代表者に代わり
代理人又は復代理人が記名すること

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

担当者等連絡先

部署名：

担当者名：

責任者名：

T E L :

E-mail :

(別紙3)

年 月 日

委任状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所
商号又は名称
代表者名

今般、私は、 を代理人と定め、令和8年1月16日付け公示された国立研究開発法人国立環境研究所の「国立研究開発法人国立環境研究所廃棄物・廃水処理施設運転管理業務」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所

商号又は名称

役職・氏名

記

1. 本入札に係る一切の権限
2. 1. の事項に係る復代理人を選任すること

担当者等連絡先

部署名：

担当者名：

責任者名：

T E L :

E-mail :

(別紙4)

年 月 日

委任状

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 殿

住 所
商号又は名称
氏 名

今般、私は、を復代理人と定め、令和8年1月16日付け公示された國立研究開発法人國立環境研究所の「國立研究開発法人國立環境研究所廃棄物・廃水処理施設運転管理業務」に関し、下記の権限を委任いたします。

受任者：住 所

商号又は名称

役職・氏名

記

1. 本入札に係る一切の権限

担当者等連絡先
部署名：
担当者名：
責任者名：
TEL：
E-mail：

(別紙5)

暴力団排除等に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「貴所」という。）の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはございません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて国立研究開発法人国立環境研究所の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうととともに、発注元の貴所へ報告を行います。

5. 貴所の規程類及び法令を遵守して不正、不適切な行為に関与せず、また、貴所の職員等から不正行為の依頼等があった場合には拒絶するとともに、その内容を貴所に通報し、さらに内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力します。

(参考) 国立研究開発法人国立環境研究所 規程・規則等

<https://www.nies.go.jp/kihon/kitei/>

(各種規程)

国立研究開発法人国立環境研究所契約事務取扱細則（抄）

第2章 一般競争契約

(一般競争に参加させることができない者)

第5条 契約責任者は、特別の事由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第34条第1項の規程による一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させることができる者)

第6条 契約責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者
- 2 契約責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

(予定価格の作成)

第13条 契約責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(参考)

紙入札に当たっての留意事項

1. 本調達に関する質問回答について

本調達に関する質問回答書は当研究所WEBサイト（本公告掲載先と同一ページ）で閲覧可能である。

2. 入札書について

入札書については、応札者において適當部数コピーの上、記名し用意すること。

なお、代理人をもって入札する場合の記名は、必ず委任状で委任される者のものと同一とする。

3. 委任状について

1) **代理人が応札する場合には必ず委任状を提出すること。**

2) 本社（代表者等）から直接委任を受ける場合には、代理人の委任状（別紙3）を、支社等を経由して委任を受ける場合には、支社長等への代理人の委任状（別紙3）と支社長等から復代理人への委任状（別紙4）の両方を用意すること。

4. **資格審査結果通知書の写しを用意すること。**

5. **郵送による入札を行う場合においても、資格審査結果通知書の写し等必要書類を提出すること。**

(別添1)

契 約 書 (案)

国立研究開発法人国立環境研究所 理事長 木本 昌秀（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）とは、次の条項により契約を締結する。

1. 件 名 国立研究開発法人国立環境研究所廃棄物・廃水処理施設運転管理業務

2. 契約金額 総額 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）
月額 金 円（うち消費税額及び地方消費税額 円）

3. 契約期間 自 令和8年4月1日 至 令和13年3月31日

4. 契約保証金 免除

5. 契約履行の場所及び業務内容 別添仕様書のとおり

（信義誠実の原則）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第2条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

（義務の履行）

第3条 乙は、別添仕様書に基づき、頭書の金額をもって頭書の期間中に義務を完全に履行しなければならない。

（再委託等の禁止）

第4条 乙は、業務の処理を第三者（再委託等先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）に委託し又は請け負わせてはならない。但し、再委託等承認申請書（別紙）を甲に提出し、甲の承認を得たときは、この限りではない。

（監督職員）

第5条 甲は、乙の業務実施について、自己に代って監督又は指示する監督職員を選定することができる。

2 監督職員は、本契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において業務の施行に立会い、又は必要な指示を与えることができる。

（業務の報告等）

第6条 甲は、必要と認めたときは、乙に対して業務の実施状況について報告を受け、又は説明を求める等の措置をとることができる。

- 2 乙は、甲が前項の報告を依頼し、又は書類の提出を求めたときはすみやかにこれに応じるものとする。

(業務内容の変更)

第7条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更することができる。この場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

- 二 乙が第4条、第17条又は第18条の規定に違反したとき。

- 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正行為を行い、又は監督者等の職務の執行を妨げたとき。

- 四 履行期限内に成果品の提出がなかったとき。

- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（當時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

- 3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為

- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為

- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

- 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

- 五 その他前各号に準ずる行為

- 4 甲は、前三項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、既に乙に支払った契約金額の全部又は一部を乙に返還させることができる。

(再受任者等に関する契約解除)

第9条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者、及び乙又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第8条第2項及び第3項の一に

該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

（違約金）

第 10 条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならぬ。

- 一 甲が第 8 条又は第 9 条第 2 項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
 - 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
 - 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
 - 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
 - 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - 六 この契約に関し、乙が独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は当該事業者団体（以下「乙等」という。）に対し、独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 七 この契約以外の乙の取引行為に関して、乙が独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙等に対し、納付命令又は排除措置命令を行い、これらの命令が確定した場合において、これらの命令に乙等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示され、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - 八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(報告)

第 11 条 乙は、暦月を単位とした、作業終了後すみやかに甲に作業終了の報告をしなければならない。

(検査)

第 12 条 甲は、前条の報告があったときは、当該届出を受理した日から 10 日以内に検査を行わなければならない。

(契約金の支払)

第 13 条 甲は、前条に定める検査に合格した後、乙から適法な請求書を受理した日から 60 日以内に契約金を支払うものとする。

(損害賠償)

第 14 条 甲は、第 8 条又は第 9 条第 2 項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(担保責任)

第 15 条 甲は、乙が本契約履行後に提出した成果品について 1 年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(延滞金)

第 16 条 乙は、第 8 条第 4 項の規定による契約金額の返還又は第 10 条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条で定める法定利率で計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(守秘義務)

第 17 条 甲及び乙は、この契約の履行に際し、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第 18 条 乙は、甲から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照会することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。

2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。

(1) 甲から預託を受けた個人情報を第三者（再委託等する場合における再委託等先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。

(2) 甲から預託を受けた個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複製、又は改変すること。

3 乙は、甲から預託を受けた個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 乙は、甲から預託を受けた個人情報について、作業終了、又は解除をした後に速やかに

甲にその媒体を返還するとともに、乙が保存している当該個人情報について、復元不可能な状態に消去し、その旨を甲に通知しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

- 5 乙は、預託を受けた個人情報の取扱いに係る業務を第三者に再委託等してはならない。ただし、事前に甲に対して、再委託等業務の内容、再委託等先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 6 乙は、前項のただし書に基づく再委託等を行う場合において、再委託等先に対して本条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。また、第7項に規定する検査について、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて甲が必要と認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する職員若しくは乙が実施する。
- 7 甲は、預託する個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、甲所属の職員又は甲の指定する者に乙の事務所又はその他の業務実施場所等において、甲が預託した個人情報の管理体制、実施体制及び管理状況について検査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。
- 8 乙は、甲から預託を受けた個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条にかかる違反等が発生した場合、又はそのおそれが生じた場合には、適切な措置を講じるとともに、甲にその旨を通知して、必要な対応策を甲と協議する。
- 9 乙は、自らの故意又は過失により生じた前項の事故により、甲に損害が生じた場合には、その賠償の責めに任ずるものとする。
- 10 第1項及び第2項の規定については、作業終了、又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(本契約に関する疑義の決定)

第19条 この契約書に規定がない事項及び疑義のあるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市小野川16-2
国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀

乙

(別紙)

再委託等承認申請書

年　月　日

国立研究開発法人国立環境研究所
理事長 木本 昌秀 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

本件業務の実施に当たり、下記により業務の一部を再委託等したく、本件契約書第4条の規定に基づき承認を求めます。

記

- 1 業務名 :
- 2 契約金額 : 円 (税込み)
- 3 再委託等を行う業務の範囲 :
- 4 再委託等を行う業務に係る経費 : 円 (税込み)
- 5 再委託等を必要とする理由 :
- 6 再委託等を行う相手方の商号又は名称及び住所 :
- 7 再委託等を行う相手方を選定した理由 :

以上

担当者等連絡先
部署名 :
担当者名 :
責任者名 :
T E L :
E-mail :

仕様書

1. 件名

国立研究開発法人国立環境研究所廃棄物・廃水処理施設運転管理業務

2. 履行場所の所在地

国立研究開発法人国立環境研究所(以下「NIES」という。)本部

茨城県つくば市小野川16-2

国立研究開発法人国立環境研究所 水環境保全再生研究ステーション(以下「臨湖」という。)

茨城県稲敷郡美浦村大字大山

3. 履行期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日

4. 業務の概要

本業務は、NIES本部及び臨湖より発生する廃棄物及び研究廃水等の処理を行う「廃棄物・廃水処理施設」の運転管理等である。

5. 業務内容

以下のとおり。

5. 業務内容

第1章 一般共通事項

1. 目的

この仕様書は、廃棄物・廃水処理施設の運転・監視、保守、点検、管理、清掃等の各業務に関する仕様を定め、当該業務を合理的かつ効率的に執行することを目的とする。

2. 適用範囲

契約書及び本仕様書による。また、各種法令及びNIESの各種規程等を遵守すること。
ただし、本仕様書に記載されていない事項については、建築保全業務共通仕様書及び同解説令和5年版(編集・発行(一財)建築保全センター)によるものとする。

3. 契約図書の優先順位

全ての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書の優先順位は下記のとおりとする。

- 1) 仕様書
- 2) 添付資料(図面、機器リストを含む。)
- 3) 建築保全業務共通仕様書及び同解説令和5年版

4. 用語

本仕様書で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

建築保全業務共通仕様書及び同解説令和5年版

第1章 総則 第2節 一般事項 1. 2. 2用語の定義参照。

5. 請負者の負担の範囲

- 1) 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水量費は、特記がある場合に限り請負者の負担とする。
- 2) 点検に必要な工具、計測機器等の機材は、設備機器に付属して設置されているものを除き、NIESの負担とする。請負者は、責任を持ってこれを使用・管理すること。
- 3) NIES本部及び臨湖の廃棄物の回収に必要な車両及びその燃料・維持費等は請負者の負担とする。

6. 業務計画書

業務責任者は業務に先立ち、実施体制、実施工程、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書をNIESの施設管理担当者に提出し、協議すること。

7. 資料等の整理、保管、管理

- 1) NIESより貸与する図書及び関係図面等は、常に整理整頓しておくものとする。
- 2) NIESより支給された消耗品及び予備品等の在庫管理を行うこと。

8. 業務報告

業務の結果を報告書に記入し、作業終了後、速やかにNIESの施設管理担当者に提出

すること。なお、運転・監視、点検、保守業務については、必要に応じ劣化状況等を示す写真及び図面を提出すること。

9. 業務の安全衛生管理

業務担当者の安全衛生に関する管理については、業務責任者が責任者となり関係法令に従って行うこと。

10. 控室等

NIESより提供された控室、資材置場等は善良な管理者の注意をもって、これらを使用すること。また、定期的に清掃を行い、不要な物は片付けし、報告すること。作業を行う各施設内についても同様である。

11. 危険防止の措置

- 1) 業務の実施にあたっては、整理整頓を行い、危険な場所には安全措置を講じ事故防止に努めること。
- 2) 業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立ち入るおそれがある場合は、危険防止に必要な措置をNIESの施設管理担当者に報告の上、当該措置を講じ、事故発生を防止すること。

12. 業務の遂行

廃棄物・廃水処理施設等を良好な状態で管理するために請負者は、仕様書に基づく業務を安全確実に遂行すること。また、業務責任者等の交代時及び契約更新時には本施設の運用に絶対支障を招かないように作業マニュアル等を作成し、引き継ぎを行った上で業務を引き渡すこととし、万全の措置をとること。

13. 緊急時における対応

- 1) 緊急時の連絡体制を整えておくこと。緊急連絡体制表は、NIESの施設管理担当者に提出すること。
- 2) 緊急及び非常事態が発生したときは、迅速かつ適切な処置を行い、必要に応じて記録及び報告書等を作成し、NIESの施設管理担当者に提出するものとする。また、つくば市内または隣接する市町村に支店や出張所等を設け、緊急及び非常事態が発生した場合には、支援体制がとれること。さらに、必要に応じ、本社からも追加支援できる体制であること。

14. 法定点検時における停電作業対応(休日年6回程度)

NIES本部及び臨湖の電気設備法定点検に伴う停電作業時、管理する施設機器の運転停止作業が発生する設備機器の機能を損なわぬよう必要な停止作業を行い、また、復電時には必要な運転再開作業を行った上で、安定した運転がされている確認を行うこと。

15. その他

契約書・本仕様書に定めのない事項については、協議の上、NIESの施設管理担当者の指示に従うこと。

第2章 業務責任者、業務担当者及び日直者

1. 業務責任者

業務を総合的に把握し、調整を行わせるための業務責任者を1名おくこと。

1) 業務責任者の資格

大学(理学、薬学、工学、農学のいずれか)卒業後、廃棄物・廃水処理施設に関する業務に15年以上の実務経験を有する者、又は高校卒業後、廃棄物・廃水処理施設に関する業務に20年以上の実務経験を有する者、かつ公害防止管理者(水質1種)を有する者。

2) 業務責任者の業務

業務を総合的に把握し調整を行うために下記の業務を行うこと。

- (1) 日常業務及び定期点検業務の監督・指示並びに業務計画書、勤務予定表及び管理日報等の作成及び提出
- (2) NIES 内の関連部署への報告
- (3) 日常業務の窓口、渉外の受付回答
- (4) NIESから要求される業務に関する資料作成・提出その他管理に必要な事項

2. 業務担当者

業務責任者の指示に基づき業務が適正に行えるように業務担当者をNIE本部及び臨湖にそれぞれ適切に配置すること。

1) 業務担当者の資格

廃棄物・廃水処理施設に関する業務に5年以上の実務経験を有する者、かつ危険物取扱者(乙種第4類)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者のいずれかを有している者。

※ただし、業務責任者又は業務担当者のいずれかが、別表-1の資格を有すること。

2) 業務担当者の業務

業務責任者の指示により下記の業務を行うこと。

- (1) 対象施設の運転操作
- (2) 日常の監視、点検、故障等の調査及び軽修理
- (3) 定期点検その他管理上必要な業務

3. 日直者

1) 日直者の資格

業務担当者の資格を満たし、当該廃棄物・廃水処理施設を熟知し、緊急時及び非常時に適切な処置を行える者。

2) 日直者の業務

- (1) 対象施設の運転操作
- (2) 日常の監視、点検及び故障の緊急対応
- (3) その他管理上必要な業務

別 表－1

廃棄物・廃水処理施設運転管理に必要とする資格

	必 要 資 格	関 連 法 規
廃 棄 物 ・ 廃 水 処 理 施 設 (本部内)	公害防止管理者(水質1種)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条の1
	公害防止管理者(ダイオキシン類) または公害防止管理者(大気1種)	同 上
	下水道3種技術検定	厚生労働省令
	危険物取扱者(危険物乙種第4類、乙種第6類)	消防法第13条の2
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	労働安全衛生法施行令第6条
	電気工事士(第二種以上)	電気工事士法第3条
	特定化学物質等作業主任者	労働安全衛生法施行令第6条
	有機溶剤作業主任者	労働安全衛生法施行令第6条
	床上操作式クレーン運転技能講習 (ホイスト・クレーン特別教育修了者) 玉掛け技能講習(玉掛け特別教育修了者)	労働安全衛生法クレーン等安全規則
水 環 境 保 全 再 生 研 究 ス テ ー シ ヨ ン (臨湖)	公害防止管理者(水質2種以上)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条の1
	下水道3種技術検定	厚生労働省令
	2級小型船舶操縦士	小型船舶操縦法
	危険物取扱主任者(危険物乙4)	消防法第13条の2
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	労働安全衛生法施行令第6条
	電気工事士(第二種以上)	電気工事士法第3条

第3章 勤務時間

1. 勤務時間は、下記のとおりとする。

1) 日常勤務

(1)業務責任者 月曜日～金曜日 8:30～17:30

※ただし、休憩時間を12:00～13:00の1時間とする。

(2)業務担当者 月曜日～金曜日 8:30～17:30

※ただし、休憩時間を12:00～13:00の1時間とする。

2) 日直勤務

土曜日、日曜日、祝祭日及び年末・年始

3) 業務責任者及び業務担当者が自己の都合、その他により業務ができない場合には代替者（常勤者の仕様条件を満足する者）を配置すること。

その場合にはあらかじめNIESの施設管理担当者に報告し、承認を得るものとすること。

2. 緊急時の対応

緊急時は、施設内自動警報発信装置からの24時間随時携帯電話による呼び出しにより対応すること。また、各研究棟の逆浸透膜脱塩水(RO水)製造設備及び純水製造設備等については、エネルギーセンター監視室からの24時間随時携帯電話による呼び出しにより対応すること。(携帯電話にかかる経費は、請負者負担とする。)

3. 臨湖の土曜日、日曜日、祝祭日及び年末・年始の勤務等について

1) 日直勤務はなしとする。

ただし、休日が4日以上連続する場合で、廃水処理施設の処理能力の関係等から、施設の運転を行う必要がある場合はNIESの施設管理担当者と協議の上、円滑に対応すること。

2) 緊急時は、施設内自動警報発信装置及びエネルギーセンター監視室からの24時間随時携帯電話による呼び出しにより対応すること。(携帯電話にかかる経費は、請負者負担とする。)

第4章 管理の範囲

I. 廃棄物・廃水処理施設

- 1) 一般実験廃水処理施設
- 2) 特殊実験廃水処理施設(旧)
- 3) 廃棄物処理施設及び廃棄物集積場(中間ステーション)

II. RI・遺伝子工学実験棟廃水処理施設

III. 逆浸透膜脱塩水(RO水)製造設備、純水製造設備

- 1) 研究第2棟純水製造設備
- 2) 生態系実験施設(植物2騒音実験棟)逆浸透膜脱塩水製造設備
- 3) 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)逆浸透膜脱塩水製造設備
- 4) 環境遺伝子工学実験棟(RI・遺伝子工学実験棟)逆浸透膜脱塩水製造設備
- 5) 環境試料タイムカプセル棟逆浸透膜脱塩水製造設備
- 6) 動物実験棟純水製造設備
- 7) 土壤実験棟純水製造設備

IV. 排ガス処理設備

- 1) 研究第1棟
- 2) 研究第2棟
- 3) 共同実験棟(研究本館Ⅱ)
- 4) 研究本館Ⅲ(共同実験2棟)
- 5) 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)
- 6) 環境試料タイムカプセル棟
- 7) 土壤実験棟

V. 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)淡水処理装置

VI. 臨湖用廃水処理施設等

- 1) 湖水、除濁湖水給水設備
- 2) 廃水処理施設
- 3) 排ガス処理設備
- 4) 生活排水処理設備
- 5) 純水製造設備及び製氷装置
- 6) その他
- 7) 廃棄物保管施設(廃棄物回収)

VII. その他(本部)

- 1) 公共下水道放流口(2ヶ所)
- 2) 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)底質シミュレーター
- 3) 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)廃海水量の記録
- 4) 生態系研究フィールドⅠ 純水製造装置
- 5) 廃液置場

6) ホイスト・クレーン設備

※対象機器は、別紙－1「管理対象機器リスト」参照

第5章 業務内容

I. 廃棄物・廃水処理施設

1. 一般実験廃水処理施設

設備の運転操作、監視点検及び管理の要領は別紙－2「管理要領A」による。

2. 特殊実験廃水処理施設(旧)

設備の運転操作、監視点検及び管理の要領は別紙－2「管理要領B」による。

3. NIES廃棄物回収

NIESで発生する廃棄物の分別、計量を行い廃棄物・廃水処理施設の指定場所へ収集運搬する。

1) 回収量及び処理量の記録

- ①事業系一般廃棄物
- ②実験系可燃ごみ
- ③産業廃棄物
- ④特別管理産業廃棄物
- ⑤循環資源

2) 廃棄物収集(廃棄物集積場1～4 別図1参照)

3～4回／日

3) 廃棄物収集(廃棄物集積場5 研究本館III化学物質管理区域内 別図1参照)

1回／月

4) 廃棄物収集(廃棄物集積場6 循環・廃棄物研究棟化学物質管理区域内 別図1参照)

1回／2か月

5) 廃棄物集積場(廃棄物集積場7 廃液置場 別図1参照)

1回／週

II. RI・遺伝子工学実験棟廃水処理設備

設備の運転操作、監視点検及び管理の要領は別紙－2 「管理要領 C」による。

III. 逆浸透膜脱塩水(RO水)製造設備、純水製造設備

1. 研究第2棟
2. 生態系実験施設(植物2騒音実験棟)
3. 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)
4. RI(特殊計測棟)・環境遺伝子工学実験棟
5. 環境試料タイムカプセル棟
6. 動物実験棟
7. 土壌実験棟

設備の運転操作、監視点検及び管理の要領は別紙－2「管理要領 D」による。

IV. 排ガス処理設備

1. 研究第1棟
2. 研究第2棟
3. 共同実験棟(共同研究棟)
4. 研究本館Ⅲ(共同実験2棟)
5. 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)
6. 環境試料タイムカプセル棟
7. 土壌実験棟

設備の運転操作、監視点検及び管理の要領は別紙－2「管理要領 E」による。

V. 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)淡水処理装置

設備の運転操作、監視点検及び管理の要領は別紙－2「管理要領 F」による。

VI. 臨湖用廃水処理施設等

1. 湖水、除濁湖水給水設備

設備の運転操作、監視点検及び管理の要領は別紙－2「管理要領 G」による。

2. 廃水処理施設

設備の運転操作、監視点検及び管理の要領は別紙－2「管理要領 H」による。

3. 排ガス処理設備

設備の運転操作、監視点検及び管理の要領は別紙－2「管理要領 I」による。

4. 生活排水処理設備

設備の運転操作、監視及び点検管理の要領は別紙－2「管理要領 J」による。

5. 純水製造設備

設備の運転操作、監視点検及び管理の要領は別紙－2「管理要領 K」による。

6. その他

設備の運転操作、監視点検及び管理の要領は別紙－2「管理要領 L」による。

7. 臨湖廃棄物回収

臨湖で発生する廃棄物(生ゴミを除く。)の分別、計量を行い、指定した場所へ運搬する。

(別図2参照)

VII. その他

1. 本部内公共下水道への排水口(No.1:水環境実験施設南側及びNo.2:守衛所東側)点検管理
管理の要領等は別紙－2「管理要領 M」による。
2. 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)底質シミュレーターシステム廃水貯留水槽及び廃水設備の点検管理
管理の要領等は別紙－2「管理要領 N」による。
3. 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)廃海水設備
管理の要領は別紙－2「管理要領 O」による。
4. 生態系研究フィールドI純水製造装置の運転管理
管理の要領は別紙－2「管理要領 P」による。

共通事項(第5章 業務内容 I～VIIの全てに該当)

- 1) 並列で設置されているポンプ等の機器は原則1月ごとの交互運転を行うこと。

- 2) 日常点検時には各槽、各機器及び配管系の漏水の状況確認を実施すること。
- 3) 定期点検の実施
別紙3-1「電気設備点検表」及び別紙3-2「機械設備点検表」に基づき実施すること。
ただし、VI. 臨湖用廃水処理施設については、別紙-2「管理要領 H」による。

一般業務事項

- 1) 保守点検や管理設備機器の改修工事に伴う運転、管理、調整
- 2) 設備機器の保守に伴う計画補助
- 3) 突発障害に対する適正処理及びNIESの施設管理担当者への報告
- 4) 各種分析報告書の記録・整理
- 5) 法定立ち入り検査の対応

管理対象機器リスト

I 廃棄物・廃水処理施設

I-1 一般実験廃水処理施設(処理能力 200m³/日 + 動物飼育廃水処理能力 100m³/日)

種別	機器名	仕様	数量	備考
ポンプ(動物飼育廃水処理用)	汚水ポンプNO.1、2	1.5kW	2	
	汚水揚水ポンプ	3.7kW	1	
	排泥ポンプ(曝気槽用)	1.5kW	1	
	一次処理水ポンプNO.1	2.2kW	1	
	一次処理水ポンプNO.2	0.75kW	1	
	緊急揚水ポンプ	3.7kW	1	
	原水ポンプNO.1、2	5.5kW	2	
	汚水移送ポンプNO.1、2	2.2kW	2	
	緊急ポンプ	1.5kW	1	
	排泥ポンプ(沈殿槽用)NO.1、2	2.2kW	2	
ポンプ	砂ろ過原水ポンプNO.1、2	2.2kW	2	
	活性炭ろ過原水ポンプNO.1、2	3.7kW	2	
	逆洗ポンプ(ろ過器用)	5.5kW	1	
	処理水ポンプNO.1、2、3	3.7kW	3	
	処理水返送ポンプ	1.5kW	1	
	分離水ポンプ	1.5kW	1	
	硫酸注入ポンプ NO.1	0.2kW	1	
	PAC注入ポンプ NO.1、2	0.2kW	2	
	高分子助剤(ポリマー)注入ポンプ	0.12kW	1	
	一般実験廃水(Ⅱ期)場内排水ポンプNO.1、2	1.5kW	2	
機械設備	逆洗ブロワー	3.7kW	1	
	攪拌ブロワー	11kW	2	
	混合槽攪拌機	1.5kW	1	
	凝集槽攪拌機	1.5kW	1	
	中和槽攪拌機	1.5kW	1	
	高分子助剤攪拌機	0.09kW	1	
	搔き機(沈殿槽)	0.4kW	1	
	コンプレッサー(計装用)NO.1、2	1.5kW	2	
	エアードライヤー(計装用)	0.1kW	1	
	砂ろ過塔	5m ³	1	
積算流量計	活性炭ろ過塔NO.1、2	5m ³	2	
	水銀・重金属キレート塔	4.14m ³	1	
	砒素・六価クロムキレート塔	2.35m ³	1	
	一般系原水流量計		1	
	砂ろ過オーバーフロー流量計		1	
	活性炭オーバーフロー流量計		1	
	1期場内送り流量計		1	
	処理水放流流量計		1	
	PAC貯槽	0.2m ³	1	
	苛性ソーダ貯槽	0.2m ³	1	
薬品槽	硫酸貯槽	0.2m ³	1	
	高分子助剤(凝集助剤)貯槽	0.2m ³	1	
	中継槽(一次処理水)	2m ³	1	
	混合槽	6m ³	1	
	凝集槽	6m ³	1	
	中和槽	6m ³	1	
	分離水槽	7m ³	1	
	汚泥貯槽	9m ³	1	
	放流槽	11m ³	1	
	汚泥濃縮槽	13m ³	1	
機械設備	汚水ピット	18m ³	1	
	砂ろ過原水槽	35m ³	1	
	活性炭ろ過原水槽	88m ³	1	
	一般実験廃水(Ⅱ期)場内排水槽	57m ³	1	
	接触曝気槽	90m ³	1	
	原水槽	112m ³	1	
	調整槽	112m ³	1	
	沈殿槽	150m ³	1	
	処理水槽(1)、(2)	200m ³	2	
	貯留槽(1)、(2)、(3)	500m ³	3	

電気設備	操作盤	P-A-1、P-A-2盤(電解室)		2	
		KP-1-1～6盤(管理室)		6	
		KP-1-7～10盤(現場盤)		4	
		KP-2-1プロワー、KP-2-2沈澱槽(現場盤)		2	
	監視盤	一般系計器盤(管理室)		1	
電気設備	操作盤	P-J-1～3盤(電気室)		3	
		P-J-4、P-J-8盤(現場盤)		2	
		P-J-10～12盤(現場盤)		3	
		電磁弁盤(ろ過設備盤)		1	
		P-B盤(現場盤)		1	
		P-9A盤(現場盤 床廃水ポンプ用)		1	
	監視盤	P-9B盤(現場盤 床廃水ポンプ用)		1	
電気設備 (共通)	高圧受変電設備	特殊実験廃水計器盤(管理室)		1	
		高圧受電盤(常用引込盤)		1	
		動力・監視盤(予備引込盤)		1	

I-2 特殊実験廃水処理施設(旧)

種別	機器名		仕様	数量	備考
機械設備	ポンプ	緊急ポンプ	1.5kW	1	
		逆洗水移送ポンプ	1.5kW	1	
		処理水移送ポンプNO.1、2	1.5kW	2	
		特殊実験廃水(I期)場内排水ポンプNO.1、2	1.5kW	2	
		排水ポンプNO.1、2	0.75kW	2	
		床排水ポンプNO.1、2	0.75kW	2	
		排水ピットポンプ	0.1kW	1	
	ブロワー	曝氣用、攪拌用	3.7kW	2	
	コンプレッサー(計装用)		1.5kW	2	
	エアードライヤー(計装用)		0.1kW	1	
機械設備	水槽	貯留槽(A)、(B)、(C)	100m ³	3	
		逆洗排水槽	26m ³	1	
		処理水槽	26m ³	1	
		場内排水槽	8.4m ³	1	

II RI・遺伝子工学実験棟廃水処理施設(処理能力 5.0m³/Hr)

種別	機器名		仕様	数量	備考
機械設備	ポンプ	原水揚水ポンプ	0.75kW	1	
		雨水くみ上げポンプ	0.75kW	1	
		移送・返送・放流ポンプ	0.75kW	1	
	水槽	原水槽(貯留槽)A、B	10m ³	2	
		希釀槽	10m ³	1	
電気設備	操作盤	G-P-1-4盤		1	
	監視盤			1	

III 逆浸透膜脱塩水(RO水)製造設備、純水製造設備

種別	機器名		仕様	数量	備考
(1)研究第2棟					
機械設備	ポンプ	RO高压ポンプ	1.5kW	1	
	ROモジュール(4インチX2)		0.5m ³ /Hr	1	
	活性炭ろ過器(保安フィルター)		5 μ m・30in × 1本	1	
	カートリッジ純水器		20L	1	
	紫外線殺菌ユニット		100W	1	
	純水貯槽		100L	1	
電気設備	導電率計	純水導電率計	0～2 μ S/cm	1	
	操作盤			1	

(2)生態系実験施設(植物2騒音実験棟)					
機械設備	ポンプ	ブースターポンプ	0.37kW	1	
		RO高圧ポンプ(給水ポンプ)	3kW	1	
	活性炭ろ過器		70L	2	
	保安フィルター		10 $\mu\text{m} \cdot 10\text{in} \times 2\text{本}$	1	
	ROモジュール(8インチX3)		2.4m ³ /Hr	1	
	導電率計		0~100 $\mu\text{S}/\text{cm}$	1	
電気設備	タイムカウンター			1	
	操作盤			1	
(3)環境ホルモン総合研究棟(環境リスク総合研究棟)					
機械設備	ポンプ	電気再生型イオン交換ポンプ(P-03)	0.59kW	1	
		原水ポンプ(P-01)	1.1kW	1	
		給水ポンプNO.1,2	1.5kW	2	
		RO高圧ポンプ	3.7kW	1	
	自動軟水器		100L	1	
	蒸気加温装置		111kW	1	
	活性炭ろ過器		70L	4	
	保安フィルター(RO安全フィルター)		5 $\mu\text{m} \cdot 10\text{in} \times 2\text{本}$	1	
	ROモジュール(8インチX3)		2.4m ³ /Hr	1	
	電気再生型イオン交換装置		2.0m ³ /Hr	1	
	槽類	食塩溶解槽(計量槽)	200L	1	
		原水貯槽	200L	1	
		純水貯槽(給水タンク)	2.0m ³	1	
電気設備	導電率計	純水導電率計	0~2 $\mu\text{S}/\text{cm}$	1	
	操作盤			1	
(4)環境遺伝子工学実験棟(RI・遺伝子工学実験棟)					
機械設備	ポンプ	加圧ポンプ	0.2kW	1	
		送水ポンプ	0.2kW	1	
		給水ポンプ(2台/ユニットX2)	0.4kW	4	
		RO高圧ポンプ	1.5kW	1	
	保安フィルター		5 $\mu\text{m} \cdot 10\text{in} \times 1\text{本}$	1	
	活性炭ろ過器		70L	2	
	ROモジュール(4インチX1)		0.2m ³ /Hr	1	
	積算流量計	RI・遺伝子流量計・遺伝子流量計		2	
	給水槽		100L	1	
	RO水槽		0.25m ³	1	
			600L	1	
電気設備	導電率計		0~100 $\mu\text{S}/\text{cm}$	1	
	紫外線殺菌ユニット		100W	1	
	操作盤			1	
(5)環境試料タイムカプセル棟					
機械設備	ポンプ	送水ポンプ	0.2kW	1	
		RO高圧ポンプ	1.1kW	1	
機械設備	活性炭ろ過器		25L	1	
	保安フィルター		5 $\mu\text{m} \cdot 10\text{in} \times 1\text{本}$	1	
電気設備	ROモジュール(4インチX2)		0.4m ³ /Hr	1	
	導電率計		0~100 $\mu\text{S}/\text{cm}$	1	
	タイムカウンター			1	
	操作盤			1	

(6) 動物実験棟					
機械設備	ポンプ	加圧ポンプ	0.4kW	1	
		循環ポンプ	0.4kW	1	
		ブースターポンプ	0.6kW	1	
	ROモジュール(4インチX1)		0.2m3/Hr	1	
	活性炭ろ過器		65L	1	
	保安フィルター		5 μ m・10in × 1本	1	
	カートリッジ純水器		10L	1	
	紫外線殺菌ユニット		100W	1	
	純水貯槽		100L	1	
	導電率計	純水導電率計	0~2 μ S/cm	1	
電気設備	操作盤			1	
(7) 土壌実験棟					
機械設備	ポンプ	加圧ポンプ	0.4kW	1	
		循環ポンプ(紫外線殺菌用)	0.4kW	1	
		ブースターポンプ	0.6kW	1	
	ROモジュール(4インチX1)		0.2m3/Hr	1	
	活性炭ろ過器		65L	1	
	保安フィルター		5 μ m・10in × 1本	1	
	カートリッジ純水器		10L	1	
	紫外線殺菌ユニット		100W	1	
	純水貯槽		100L	1	
	導電率計	純水導電率計	0~2 μ S/cm	1	
電気設備	操作盤			1	

IV 排ガス処理設備

種 別	機 器 名		仕 様	数 量	備 考
(1) 研究第1棟					
機械設備	ポンプ	Aゾーン(南側) 薬注ポンプ	25W	1	
		Aゾーン(南側)循環ポンプ	2.2kW	1	
	コンプレッサー(小型空気圧縮機)4F機械室内		0.45kW	2	
	排風機	Aゾーン(南側)	5.5kW	1	
	凍結防止ヒーター		1.0kW	1	
	脱臭装置(FU-1)	プレフィルター			
		活性炭脱臭フィルター			
		差圧計(0~200Pa)	5700m3/Hr	1	
	薬品槽(苛性ソーダ貯槽)		100L	1	
	水槽		1.6m ³	1	
電気設備	操作盤	Aゾーン(南側)		1	
機械設備	ポンプ	Bゾーン(北側) 薬注ポンプ	25W	1	
		Bゾーン(北側)循環ポンプ	3.7kW	1	
	排風機	Bゾーン(北側)	7.5kW	1	
	凍結防止ヒーター		1.0kW	1	
	脱臭装置(FU-2)	プレフィルター			
		活性炭脱臭フィルター			
		差圧計(0~200Pa)	7100m3/Hr	1	
	薬品槽(苛性ソーダ貯槽)		100L	1	
	水槽		1.8m ³	1	
	pH計			1	
電気設備	操作盤	Bゾーン(北側)		1	
(2) 研究第2棟					
機械設備	ポンプ	スクラバー(S-1~5)循環ポンプ	2.2kW	5	
	排風機	スクラバー(S-1~5)排風機	3.7kW	5	
	凍結防止ヒーター (水槽)あとで追加考慮		(1.5m ³) 1.0kW	5	
	水槽(S-1~5)		1.6m ³	5	
電気設備	操作盤			5	

(3)共同実験棟(研究本館Ⅱ)				
機械設備	ポンプ	スクラバー(SC-1~4)薬注ポンプ	25W	4
		スクラバー(SC-1~4)循環ポンプ	0.75kW	4
	排風機	排風機(DEF-1)	1.5kW	1
		脱臭装置(FL-3、4)排風機	2.2kW	2
		スクラバー(SC-1~4)排風機	1.5kW	4
		フィルターユニット(FU-1、2)排風機		2
	凍結防止ヒーター		1.0kW	4
	プレフィルター(FU-1、2、FL-3、4)		2m ²	4
	活性炭脱臭フィルター(FU-1、2、FL-3、4)			4
	差圧計(FU-1、2、FL-3、4)		0~200Pa	4
	薬品槽(苛性ソーダ貯槽)(SC-1~4)		50L	4
	水槽(SC-1~4)		0.6m ³	4
	pH計			4
電気設備	操作盤(SC-1~4、P-4-1-LG(2)、P-4-1-LG(3)、DEF-1)			6
(4)研究本館Ⅲ(共同実験2棟)				
機械設備	ポンプ	スクラバー薬注ポンプ	25W	1
		スクラバー循環ポンプ	5.5kW	1
	排風機	スクラバー排風機	11kW	1
	凍結防止ヒーター(攪拌機)あとで追加考慮		1.0kW	1
	凍結防止ヒーター		2.0kW	1
	給水管凍結防止ヒーター		0.3kW	1
	薬品槽		100L	1
	水槽		2.0m ³	1
電気設備	操作盤			1

(5)環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)					
機械設備	ポンプ	スクラバー(S-1,F-1,2)循環ポンプ	2.2kW	3	
		スクラバー(F-3)循環ポンプ	1.5kW	1	
	排風機	スクラバー(S-1)排風機	7.5kW	1	
		スクラバー(F-1,2)排風機	5.5kW	2	
		スクラバー(F-3)排風機	3.7kW	1	
		フィルターユニット(FU-1)排風機	2.2kW	1	
		フィルターユニット(FU-2,3)排風機	1.5kW	2	
	凍結防止ヒーター		2.0kW	4	
	給水管凍結防止ヒーター		0.3kW	4	
	プレフィルター(F-1)		3m ²	1	
	プレフィルター(F-2,3)		2.25m ²	2	
	活性炭脱臭フィルター(S-1,F-1~3)		50L	4	
	差圧計(FU-1)		0~1000Pa	1	
	差圧計(FU-2,3)		0~500Pa	2	
	薬品槽		100L	4	
	水槽	スクラバー(S-1,F-1)水槽	1.9m ³	2	
		スクラバー(F-2)水槽	1.64m ³	1	
		スクラバー(F-3)水槽	1.3m ³	1	
電気設備	操作盤				4
(6)環境試料タイムカプセル棟					
機械設備	ポンプ	スクラバー薬注ポンプ	25.0W	1	
		スクラバー循環ポンプ	0.75kW	1	
	排風機	スクラバー排風機	1.5kW	1	
	凍結防止ヒーター		1.0kW	1	
	給水管凍結防止ヒーター		0.3kW	1	
	薬品槽		50L	1	
	水槽		0.6m ³	1	
電気設備	操作盤				1
(7)土壤環境実験棟					
機械設備	ポンプ	スクラバー循環ポンプ	2.2kW	1	
	排風機	スクラバー排風機	5.5kW	1	
	凍結防止ヒーター		1.0kW	1	
	給水管凍結防止ヒーター		0.3kW	1	
	水槽		2.2m ³	1	
	薬品槽(苛性ソーダ貯槽)		100L	1	
電気設備	操作盤				1

V 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)淡水処理装置(処理能力 10m³/日)

種 別	機 器 名		仕 様	数 量	備 考
機械設備	調温水ポンプ (PHS-1、PHS-2)		0.75kW	2	
	ブロワー		0.75kW	1	
	コンプレッサー		0.31kW	1	
	フィルター	主フィルター	1m ²	2	
		プレフィルター		2	
		三連フィルター		6	
	活性炭ろ過装置		100L	4	
	水槽(調温処理水タンク THP-1)		0.5m ³	1	
	紫外線殺菌器(THP-1内、装置出口)		150W	2	
	電気設備	操作盤			1

管理対象機器リスト

VI 臨湖用廃水処理施設等

VI-1 湖水、除濁湖水給水設備

種別	機器名		仕様	数量	備考
機械設備	取水設備	取水塔		1	
		ストレーナ(導水管入口、取水ポンプ入口)		2	
		導水管		1	
	ポンプ	排水ポンプC、D	0.4kW	2	
		除濁原水ポンプA、B	1.5kW	2	
		除濁逆洗排水移送ポンプ	1.5kW	1	
		取水ポンプA、B	2.2kW	2	
		抽気ポンプA、B	2.2kW	2	
		除濁ろ過ポンプA、B	3.7kW	2	
		湖水給水ポンプA、B	5.5kW	2	
		除濁給水ポンプA、B	5.5kW	2	
		除濁逆洗ポンプ	7.5kW	1	
	ブロワー	除濁逆洗ブロワー	11kW	1	
	タンク	圧力タンク(除濁水用、湖水用)	130L	2	
	水槽	逆洗水槽	4.6m ³	1	
		中継水槽	14.7m ³	1	
		湖水原水槽	15m ³	1	
		除濁水槽	200m ³	1	
	ろ過器	除濁砂ろ過塔	3.27m ³	1	
電気設備	動力盤	湖水・除濁湖水給水動力盤		1	
	監視盤	湖水・除濁湖水給水監視盤		1	
	操作盤	P-1		1	

VI-2 廃水処理設備

種別	機器名		仕様	数量	備考
機械設備	スクリーン			1	
	原水ポンプストレーナー			2	
	ポンプ	NaClO注入ポンプ	0.0015kW	2	
		苛性ソーダポンプ	0.2kW	1	
		硫酸ポンプ	0.2kW	1	
		脱水助剤ポンプ	0.2kW	1	
		塩化カルシウムポンプ	0.2kW	1	
		凝集助剤ポンプ	0.2kW	1	
		PACポンプ	0.2kW	1	
		サンプリングポンプ	0.2kW	1	
		給泥ポンプ	1.5kW	1	
		緊急排水ポンプ	1.5kW	1	
		場内排水移送A、Bポンプ	1.5kW	2	
		移送ポンプA、Bポンプ	1.5kW	2	
		原水A、Bポンプ	2.2kW	2	
		原水揚水A、Bポンプ	3.7kW	2	
		晶析原水ポンプ	3.7kW	1	
		加圧水ポンプ	3.7kW	1	
		ろ過ポンプ	3.7kW	1	
		逆洗ポンプ	15.0kW	1	
	ブロワー	搅拌逆洗	11.0kW	1	
	搅拌機	塩化カルシウム	0.2kW	1	
		脱水助剤	0.4kW	1	
		硫酸	0.4kW	1	
		凝集助剤	0.4kW	1	
		苛性ソーダ	0.75kW	1	
		中和槽	1.5kW	1	
		PH調整槽	1.5kW	1	
	搔寄機	凝集槽	1.5kW	1	
		加圧浮上	0.75kW	1	

機械設備	脱水機	加圧浮上槽汚泥	3.7kW	1	
	コンプレッサー	計装用 加圧水用	1.5kW 2.2kW	1 1	
水槽	原水ピット		20m ³	1	
	第一原水槽		337m ³	1	
	第二原水槽		255m ³	1	
	ろ過原水槽		39m ³	1	
	脱水助剤溶解槽		750L	1	
	PAC貯留槽		300L	1	
	CaCl ₂ 溶解槽		320L	1	
	NaClO貯留槽		100L	1	
	H ₂ SO ₄ 貯留槽		1700L	1	
	NaOH溶解槽		1300L	1	
	凝集助剤溶解槽		1300L	1	
	晶析原水槽		23m ³	1	
	逆洗水槽		65m ³	1	
	加圧浮上槽		25m ³	1	
	中和槽		3.85m ³	1	
	凝集槽		4.0m ³	1	
	PH調整槽		4.0m ³	1	
	モニター水槽		3.0m ³	1	
	場内排水槽		151m ³	1	
	スカム槽		6.0m ³	2	
	脱水ケーキ槽		134m ³	1	
			18.6m ³	1	
機械設備	ろ過器	砂ろ過塔 晶析ろ過塔 活性炭吸着塔	6.2m ³ 7.46m ³ 5.3m ²	1 1 1	
	圧力タンク	加圧水用	160L	1	
	計器類	COD計		1	
		モニター槽pH計		1	
		中和槽pH計		1	
		pH調整槽pH計		1	
		凝集槽調整槽pH計		1	
電気設備	動力盤	廃水処理設備動力盤		1	
	監視盤	廃水処理設備監視盤		1	
	操作盤	P-2、P-3、P-4、P-5、P-6		5	
	タイムカウンター	取水ポンプA・B、除濁原水ポンプA・B、除濁ろ過ポンプA・B、抽気ポンプA・B、原水ポンプA・B、場内排水移送ポンプ		11	

VI-3 排ガス処理設備

種別	機器名		仕様	数量	備考
機械設備	排風機	ESC2、3 ESC1	1.5kW 0.4kw	2 1	
	ポンプ	ESC2、3	0.75kW	2	
	活性炭フィルター	ESC1	20L	1	
	プレフィルター		0.75m ²	1	
電気設備	操作盤	排ガス処理操作盤(P2-L)		1	
	タイムカウンター	ECS1、2、3		3	

VI-4 生活排水処理設備

種別	機器名		仕様	数量	備考
機械設備	ポンプ	守衛所汚水ポンプA、B バイオエコ原水ポンプNo.1、2	0.75kW 0.15kW	2 2	
		守衛所、実験棟、用廃棟、 バイオエコ用浄化原水ポンプ槽	0.03kW	4	
	ブロワー	バイオエコ用浄化槽 (流量調整装置、担体流動生物ろ過槽)	0.3kW	1	
		守衛所ポンプ盤 バイオエコ浄化槽操作盤		1 1	
電気設備	操作盤				

VI-5 純水製造設備

種別	機器名		仕様	数量	備考
機械設備	超純水製造装置		100V	1	
	純水製造装置	プレフィルター	100V 80VA	1	
	イオン交換水製造装置	プレフィルター イオン交換樹脂	5 μm 13L	2 1	

VI-6 その他(臨湖)

種別	機器名		仕様	数量	備考
機械設備	ポンプ	土壤浸透A、B		1.5kW	2
電気設備	操作盤	土壤浸透設備P-1			1

VII その他(本部)

種別	機器名		仕様	数量	備考
(1) 公共下水道放流口(2ヶ所)NO.1、2					
機械設備	流量計			2	
	記録計			2	
電気設備	監視盤(1、2)			2	
(2) 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)底質シミュレーター					
機械設備	送液排水ポンプ		1.2kW	2	
	槽	送液槽	4.7m ³	1	
		沈殿槽	8.2m ³	1	
電気設備	操作盤			1	
(3) 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)廃海水設備					
機械設備	積算流量計			1	
(4) 生態系研究フィールドI 純水製造装置					
機械設備	イオン交換樹脂カートリッジ			1	
	純水タンク			1	
	流量計			1	
	積算流量計			1	
電気設備	操作盤			1	
(5) 廃液置場					
機械設備	排水ポンプ		1.5kW	1	
(6) クレーン等設備					
機械設備	ホイストクレーン(一般実験排水処理施設棟)		490kg	1	
	ホイストクレーン(コンテナ置場)		480kg	1	
	ホイストクレーン(廃液置場)		480kg	1	
	ホイストクレーン(ガラスくず置場)		0.49t	2	
	電動チェーンブロック(廃棄用活性炭その他貯蔵庫)		480kg	1	

電気設備日常点検表

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
共通	1. 電気設備 (1) 高圧受変電設備	高圧受電盤(常用引込盤) 動力・監視盤(予備引込盤)	電力量等の記録 巡視・点検	毎日 毎日	1 1

I-1 一般実験廃水処理施設

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
A	1-①. 生物処理(動物飼育廃水処理)設備 (1) 流入設備	流入口(一般実験廃水処理施設) 流入口(特殊実験廃水処理施設)	流入状態の確認	毎日	1
	(2) 汚水ピット設備	汚水ポンプ	電流値及び圧力値の記録	毎日	1
	(3) 調整槽設備	汚水揚水ポンプ 緊急揚水ポンプ	電流値及び圧力値の記録 電流値及び圧力値の記録	毎日	1
	(4) 曝気槽設備	攪拌装置 排泥ポンプ	攪拌状況の確認及び調整 電流値及び圧力値の記録 曝気状態の確認	毎日	1
	(5) 一次処理水設備	一次処理水ポンプ	電流値及び圧力値の記録 処理水の処理量確認	毎日	1
	(6) 原水槽設備	原水ポンプ 攪拌装置	電流値及び圧力値の記録 攪拌状況の確認及び調整	毎日	1
	1-②. 貯留設備 (1) 貯留槽設備	汚水移送ポンプ 緊急ポンプ 攪拌装置	電流値及び圧力値の記録 処理流量の調整 電流値及び圧力値の記録 攪拌状況の確認及び調整 流入量の確認 運転状態の確認	毎日 毎日 毎日 毎日 每日 毎日	1 2 1 1 1 1
	2. 凝集沈殿設備 (1) 混合槽設備	攪拌機 薬品注入設備	電流値の記録 薬品注入量の確認及び調整 pHの管理及び記録	毎日	1 2
	(2) 凝集槽設備	攪拌機	電流値の記録 凝集フロックの状態確認	毎日	1 2
	(3) 沈殿槽設備	搔き機 排泥ポンプ	電流値の記録 スカムの除去及び清掃 電流値の記録 汚泥の引抜状態の確認・調整	毎日	1 1 1

I-1 一般実験廃水処理施設

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
A	3. ろ過設備 (1)砂ろ過原水設備 (2)砂ろ過設備 (3)中和槽設備 (4)活性炭ろ過原水設備 (5)活性炭ろ過設備 (6)水銀・重金属キレート設備 (7)砒素・六価クロムキレート設備 (8)逆洗設備	砂ろ過原水ポンプ 砂ろ過塔 薬品注入設備 攪拌機 活性炭ろ過原水ポンプ 活性炭ろ過塔 水銀・重金属キレート塔 砒素・六価クロムキレート塔 逆洗ポンプ(ろ過器用)	電流値及び圧力値の記録 流量の調整 塔内の差圧管理、再生及び運転記録 pHの管理及び記録 電流値の記録 電流値及び圧力値の記録 塔内の差圧管理及び再生 塔内の差圧管理及び再生 塔内の差圧管理及び再生 電流値及び圧力値の記録 流量の記録及び調整	毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日	1 1 1 1 1 2 2 2 1 1
	4. 処理水槽設備 (1)処理水設備 (2)放流設備	処理水ポンプ 処理水返送ポンプ 放流	運転状態の確認 電流値及び圧力値の記録 電流値及び圧力値の記録 放流量の記録	毎日 毎日 毎日 毎日	1 1 1 1
	5. 汚泥処理設備 (1)汚泥濃縮槽設備 (2)汚泥貯槽設備	分離水ポンプ 排泥ポンプ	電流値及び圧力値の記録 汚泥量の確認及び引抜量の調整 電流値及び圧力値の記録	毎日 毎日 毎日	1 1 1
	6. 薬品注入設備 (1)苛性ソーダ貯槽設備 (2)硫酸貯槽設備 (3)PAC貯槽設備 (4)高分子(凝集)助剤貯槽設備	苛性ソーダ貯槽 硫酸貯槽 硫酸注入ポンプ PAC貯槽 PAC注入ポンプ 高分子(凝集)助剤(ポリマー)貯槽 高分子(凝集)助剤注入ポンプ	使用量の記録及び在庫管理 使用量の記録及び在庫管理 注入量の確認及び調整 使用量の記録及び在庫管理 注入量の確認及び調整 使用量の記録及び在庫管理 注入量の確認及び調整	毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日	1 1 1 1 1 1 1
	7. 空気設備 (1)攪拌ブロワー設備 (2)制御空気設備	攪拌ブロワー 逆洗ブロワー コンプレッサー エアードライバー	電流値及び圧力値の記録 電流値及び圧力値の記録 電流値及び圧力値の記録 作動状況の確認	毎日 毎日 毎日 毎日	1 1 1 1
	8. 場内排水設備 (1)場内排水槽設備	場内排水ポンプ	電流値及び圧力値の記録	毎日	1
	9. 貯留設備 (1)流入設備	特殊実験廃液原水槽(一般実験廃水側)	流入状態の確認	毎日	1
	10. 上水、井水、原水、処理水設備	上水槽、井水槽、貯留槽、処理水槽等	P&Tガスクロマトグラフ質量分析用採水	1回／月	1

I-2 特殊実験廃水処理施設(旧)

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
B	1. 貯留設備 (1)貯留槽設備 (一般実験排水処理施設貯留槽への中継槽として使用) (2)逆洗設備	特殊実験廃水貯留槽 緊急ポンプ 逆洗水移送ポンプ	流入状態の確認 稼働確認 稼働確認	毎日 毎日 1回／週	1 1 1
	2. 処理水設備改め中継設備 (1)処理水槽設備	処理水ポンプ	電流値及び圧力値の記録 流量の記録及び調整	毎日 毎日	1 1
	3. 空気設備 (1)攪拌プロワー設備 (2)制御空気設備	攪拌プロワー ばつ氣槽 コンプレッサー エアードライバー	電流値及び圧力値の記録 作動状況の確認 電流値及び圧力値の記録 作動状況の確認	毎日 毎日 毎日 毎日	1 1 1 1
	4. 場内排水設備 (1)場内排水槽設備	特殊実験廃水処理施設(旧Ⅰ期) 場内排水ポンプ	電流値及び圧力値の記録	毎日	1

II RI・遺伝子工学実験棟廃水処理施設

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
C	1. 原水設備 (1)原水ピット設備	原水槽(貯留槽) 原水槽揚水ポンプ 原水貯槽(希釀槽) 雨水くみ上げポンプ	水位の確認 電流値及び圧力値の記録 貯留量の確認記録 作動状況の確認	毎日 毎日 毎日 毎日	2 1 1 1
	2. 処理水設備 (1)処理水槽設備	貯留槽 移送・返送・放流ポンプ	放流量の記録 電流値及び圧力値の記録	1回/年 1回/年	1 1

III 逆浸透膜脱塩水(RO水)製造設備、純水製造設備

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
D	1. 研究第2棟 (1)逆浸透膜脱塩処理設備	高圧ポンプ ROモジュール、カートリッジ純水器 純水貯留槽 活性炭フィルター、紫外線殺菌機 紫外線殺菌ユニット	圧力の確認 水質の確認及びカートリッジポリシャー管理 保有量の確認、使用量の記録 運転時間の確認及び記録 運転時間の記録	毎日 毎日 毎日 毎日 毎日	1 1 1 1 1

III 逆浸透膜脫鹽水(RO水)製造設備、純水製造設備

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
	2. 生態系実験施設(植物2騒音実験棟)				
	(1) 塩素除去設備	活性炭ろ過器(70Lポンベ) ブースターポンプ RO保安フィルター	差圧管理及び再生操作 運転圧力及び流量の記録及び管理 差圧管理 フィルター交換 運転圧力の記録及び管理 水質の管理及び脱塩量の記録 残留塩素の測定	毎日 毎日 毎日 1回／2か月 毎日 毎日 毎日	1 1 1 1 1 1 1
	(2) 逆浸透膜脱塩処理設備	RO高圧ポンプ ROモジュール 塩素除去塔、活性炭塔、軟水器		1回／週	1
	3. 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)				
	(1) 塩素除去設備	活性炭ろ過器(70Lポンベ)	差圧の管理 再生の確認	毎日 毎日	1 1
	(2) 軟水製造設備	自動軟水器 食塩溶解槽	運転圧力及び流量の記録 食塩の残量確認 食塩(並塩)の補充	毎日 毎日	1 1
	(3) 加温設備	加温装置 原水槽	温度の記録 水量の確認	毎日 毎日	1 1
	(4) 逆浸透膜脱塩処理設備	原水ポンプ RO安全フィルター RO高圧ポンプ ROモジュール 塩素除去塔、活性炭塔、軟水器	流量・圧力の記録 差圧の管理 運転圧力の記録 水質の管理及び脱塩量の記録 残留塩素、全硬度の測定	毎日 毎日 毎日 毎日 毎日	1 1 1 1 1
	(5) 電気再生型イオン交換設備	電気再生型イオン交換装置 電気再生形イオン交換ポンプ	差圧・水質の記録 流量・圧力の記録	毎日 毎日	1 1
	(6) 純水貯槽設備	純水ポンプ 純水槽	運転圧力及び流量の記録 水質管理及び記録	毎日 毎日	1 1
D	4. 環境遺伝子工学実験棟 (RI・遺伝子工学実験棟)				
	(1) 塩素除去設備	活性炭ろ過器(70Lポンベ) 加圧ポンプ、ブースターポンプ	差圧管理 稼働の確認	毎日 毎日	1 1
	(2) 逆浸透膜脱塩処理設備	RO保安フィルター	差圧管理 フィルターの交換	毎日 1回／3か月	1 1
		RO高圧ポンプ ROモジュール RO水槽 給水ポンプ 給水タンク 塩素除去塔、活性炭塔、軟水器	運転圧力の記録及び管理 水質の管理及び脱塩量の記録 保有量の確認 稼働の確認 水量の確認 残留塩素の測定	毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日	1 1 1 1 1 1
	5. 環境試料タイムカプセル棟				
	(1) 塩素除去設備	活性炭ろ過器(25Lポンベ)	差圧管理及び再生操作	毎日	1
	(2) 逆浸透膜脱塩処理設備	RO保安フィルター	差圧管理 フィルターの交換	毎日 1回／3か月	1 1
		RO高圧ポンプ ROモジュール	運転圧力の記録及び管理 水質の管理及び脱塩量の記録	毎日 毎日	1 1
	6. 動物実験棟				
	(1) 純水製造設備	加圧ポンプ、循環ポンプ、軟水装置 ブースターポンプ ROモジュール(4インチ×1) 活性炭ろ過器、カートリッジ純水器(70L/h) 純水貯留槽 紫外線殺菌ユニット	使用量の確認及び記録 稼働の確認 運転圧力の記録及び管理 水質の管理及び脱塩量の記録 保有量の確認 稼働の確認	毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日	1 1 1 1 1 1

III 逆浸透膜脱塩水(RO水)製造設備、純水製造設備

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
D	7. 土壤実験棟 (1)純水製造設備	加圧ポンプ、循環ポンプ、軟水装置 ブースターポンプ ROモジュール(4インチ×1) 活性炭ろ過器、カートリッジ純水器(70L/h) 純水貯留槽 紫外線殺菌ユニット	使用量の確認及び記録 稼働の確認 運転圧力の記録及び管理 水質の管理及び脱塩量の記録 保有量の確認 稼働の確認	毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日	1 1 1 1 1 1

IV 排ガス処理設備

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
E	1. 研究第1棟 Aゾーン(南側) (1)スクラバー (2)薬品注入設備 (3)脱臭設備	循環水槽 循環ポンプ 床面及び周囲、本体、配管 苛性ソーダ貯槽 薬注ポンプ プレフィルター 排風機 コンプレッサー 本体 プレフィルター	水量及び槽内状態の確認 電流値及び圧力値の記録 水質汚濁防止法に基づく漏れ確認 槽内清掃 残量確認及び記録 pH管理及び記録 差圧管理及び記録 電流値及び圧力値の記録 電流値及び圧力値の記録 ドレン抜き ドレン状態確認 ドレン抜き 交換	毎日 毎日 毎日 1回／月 1回／月 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 1回／週 1回／年	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	1. 研究第1棟 Bゾーン(北側)設備 (1)スクラバー (2)薬品注入設備 (3)脱臭設備	循環水槽 循環ポンプ 床面及び周囲、本体、配管 苛性ソーダ貯槽 薬注ポンプ プレフィルター 排風機 本体 プレフィルター	水量及び槽内状態の確認 電流値及び圧力値の記録 水質汚濁防止法に基づく漏れ確認 槽内清掃 残量確認及び記録 pH管理及び記録 差圧管理及び記録 電流値及び圧力値の記録 ドレン状態確認 ドレン抜き 交換	毎日 毎日 毎日 1回／月 1回／月 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 毎日 1回／週 1回／年	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

IV 排ガス処理設備

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
E	2. 研究第2棟 (1)スクラバー設備 (S-1~5)	循環水槽 循環ポンプ 排風機 床面及び周囲、本体、配管	水量及び槽内状態の確認 電流値及び圧力値の記録 電流値の記録 水質汚濁防止法に基づく漏れ確認 槽内清掃	毎日 毎日 毎日 毎日 1回／月	5 5 5 5 5
				1回／月	5
					5
					5
					5
	3. 共同実験棟(研究本館Ⅱ) (1)フィルターユニット設備 (FU-1、FU-2) (2)脱臭装置設備 (FL-3、FL-4) (3)スクラバー設備(S-1~4) 1)スクラバー	プレフィルター 排風機 プレフィルター 排風機 プレフィルター 循環水槽 循環ポンプ 排風機 床面及び周囲、本体、配管	差圧管理及び記録 電流値の記録 差圧管理及び記録 電流値の記録 交換 水量及び槽内状態の確認 電流値及び圧力値の記録 電流値の記録 水質汚濁防止法に基づく漏れ確認 槽内清掃	毎日 毎日 毎日 毎日 1回／年	2 2 2 2 1
					4
					4
					4
					4
	2)薬品注入設備	苛性ソーダ貯槽 薬注ポンプ	残量確認及び記録 pH管理及び記録	毎日 毎日	4 4
					4
					4
					4
					4
	4. 研究本館Ⅲ(共同実験2棟) (1)スクラバー設備 1)スクラバー	循環水槽 循環ポンプ 排風機 床面及び周囲、本体、配管	水量及び槽内状態の確認 電流値及び圧力値の記録 電流値の記録 水質汚濁防止法に基づく漏れ確認 槽内清掃	毎日 毎日 毎日 1回／月 1回／月	1 1 1 1 1
					1
					1
					1
					1
	2)薬品注入設備	苛性ソーダ貯槽 薬中ポンプ	残量確認及び記録 pHの記録	毎日 每日	1 1
					1

IV 排ガス処理設備

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
E	5. 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟) (1)フィルターユニット設備 (FU-1~3)	プレフィルター 活性炭脱臭フィルター 排風機 差圧計	差圧管理及び記録 差圧管理及び記録 電流値の記録 差圧の記録	毎日 毎日 毎日 毎日	3 3 3 3
	(2)脱臭装置設備 (F-1~3)	プレフィルター 活性炭脱臭フィルター 排風機 差圧計 プレフィルター	差圧管理及び記録 差圧管理及び記録 電流値の記録 差圧の記録 交換	毎日 毎日 毎日 毎日 1回／年	3 3 3 3 3
	(3)スクラバー設備(F-1~3, S-1) 1)スクラバー	循環水槽 循環ポンプ 床面及び周囲、本体、配管	水量及び槽内状態の確認 電流値及び圧力値の記録 水質汚濁防止法に基づく漏れ確認 槽内清掃	毎日 毎日 1回／月 1回／月	4 4 4 4
	2)排風機ユニット 3)薬品注入設備	排風機 苛性ソーダ貯槽	電流値の記録 残量確認及び記録 pHの記録	毎日 毎日 毎日	4 4 4
	6. 環境試料タイムカプセル棟 (1)スクラバー設備 1)スクラバー	循環水槽 循環ポンプ 排風機 床面及び周囲、本体、配管	水量の確認 電流値及び圧力値の記録 電流値の記録 水質汚濁防止法に基づく漏れ確認 槽内清掃	毎日 毎日 毎日 1回／月 1回／月	1 1 1 1 1
	2)薬品注入設備	苛性ソーダ貯槽 薬注ポンプ	残量確認及び記録 電流値の記録	毎日 毎日	1 1
	7. 土壤環境実験棟 (1)スクラバー設備	循環水槽 循環ポンプ 排風機 床面及び周囲、本体、配管	水量及び槽内状態の確認 電流値及び圧力値の記録 電流値の記録 水質汚濁防止法に基づく漏れ確認 槽内清掃	毎日 毎日 毎日 1回／月 1回／月	1 1 1 1 1

V 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)淡水処理装置

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
F	環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟) 1. 淡水処理設備 (1)原水水質監視設備	DO計 pH計 導電率計 残留塩素計	確認及び記録 確認及び記録 確認及び記録 確認及び記録	毎日 毎日 毎日 毎日	1 1 1 1
	(2)前段フィルター設備	三連フィルター	差圧管理 フィルターの交換	毎日 1回／3か月	1 1
	(3)温度調節設備	調温水ポンプ 紫外線殺菌器	運転圧力、流量の記録及び管理 運転時間の記録及び動作確認	毎日 毎日	1 1
	(4)後段フィルター設備	プレフィルター 主フィルター 紫外線殺菌器	差圧管理 フィルターの交換 差圧管理 フィルターの交換 運転時間の記録及び動作確認	毎日 1回／2か月 毎日 2回／月 毎日	1 1 1 1 1

VI-1 湖水、除濁湖水給水設備(24時間連続稼動設備)

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
G	1. 取水設備 (1)取水塔設備	取水塔 導水フローター ストレーナ 導水管	取水塔の状態目視点検 状態の確認 状態の確認 状態の確認(陸上部分)	1回／週 1回／週 1回／週 1回／3月	1 1 1 1
	(2)取水ポンプ	取水ポンプ	電流値、圧力値及び流量の記録 積算流量の記録	毎日 毎日	2 1
	(3)抽気ポンプ	抽気ポンプ	電流値及び圧力値の記録	毎日	2
	(4)湖水原水槽設備	湖水原水槽	状態の確認	毎日	1
	2. 湖水給水設備 (1)湖水給水システム	給水ポンプ 圧力タンク	電流値及び圧力値の記録 積算流量の記録 圧力の記録及び状態の確認	毎日 毎日 毎日	2 1 2
	3. 湖水除濁設備 (1)中継槽設備	中継槽	状態の確認	毎日	2
	(2)砂ろ過塔設備	除濁原水ポンプ 除濁砂ろ過塔	電流値及び圧力値の記録 圧力の記録	毎日 毎日	2 2
	(3)逆洗設備	除濁ろ過ポンプ 逆洗排水槽 逆洗ポンプ 逆洗排水移送ポンプ 除濁逆洗プロアー	電流値及び圧力値の記録 状態の確認 電流値及び圧力値の記録 電流値及び圧力値の記録 電流値及び圧力値の記録	毎日 毎日 毎日 毎日 毎日	1 1 1 1 1
	4. 除濁湖水給水設備 (1)除濁湖水給水システム	除濁水槽 給水ポンプ 圧力タンク	水位の記録 電流値及び圧力値の記録 積算流量の記録 圧力の記録及び状態の確認	毎日 毎日 毎日 毎日	1 2 1 2

VI-2 廃水処理施設(半自動稼動設備)

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
H	1. 廃水流入設備	原水ピット スクリーン 原水揚水ポンプ	状態の確認 積算流量の確認 電流値及び圧力値の記録	毎日 毎日 毎日	2 1 2

VI-2 廢水處理施設(半自動稼動設備)

VI-3 排ガス処理設備

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
I	1. スクラバー(ESC-1)	排風機 活性炭フィルター プレフィルター	電流値及び運転時間の記録 状態の確認 状態の確認	毎日 1回／月 1回／月	1 1 1
	2. スクラバー(ESC-2)	排風機 循環ポンプ	電流値及び運転時間の記録 電流値及び圧力値の記録	毎日 毎日	1 1
	3. スクラバー(ESC-3)	排風機 循環ポンプ	電流値及び運転時間の記録 電流値及び圧力値の記録	毎日 毎日	1 1

VI-4 生活排水処理設備

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
J	1. 研究本館	し尿浄化槽	プロアーの状態確認 槽内の状態確認	毎日 1回／3月	1 1
	2. 用廃水処理施設	し尿浄化槽	プロアーの状態確認 槽内の状態確認	毎日 1回／3月	1 1
	3. バイオエコエンジニアリング実験施設	し尿浄化槽	プロアーの状態確認 槽内の状態確認	毎日 1回／3月	1 1
	4. 守衛棟	し尿浄化槽	プロアーの状態確認 槽内の状態確認	毎日 1回／3月	1 1

VI-5 純水製造設備

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
K	1. 純水製造装置	純水製造装置	状態の確認	毎日	1

VI-6 その他(臨湖)

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
L	土壤浸透実験装置 (1)排水設備	水中ポンプ	状態の確認	1回／月	1

VII-1 その他(本部) 公共下水道放流口(2ヶ所)

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
M	1. 排水記録設備 (1)No.1排水口設備	排水流量計 排水記録計	排水量の記録 排水口の目視点検 記録計の動作確認	毎日 1回／年	1 1
	(2)No.2排水口設備	排水流量計 排水記録計	排水量の記録 排水口の目視点検 記録計の動作確認	毎日 1回／年	1 1

VII-2 その他(本部) 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)底質シミュレーターシステム設備

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
N	1. 底質シミュレーターシステム (1)排水貯留設備	送液槽 沈殿槽	沈殿槽上澄み排出の確認 沈殿量の確認 排水の確認	1回／週 毎日 毎日	1 1 1

VII-3 その他(本部) 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)廃海水設備

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
O	1. 環境ホルモン棟(環境リスク研究棟)廃海水 (1)廃海水流量	積算流量計	排水量の記録	毎日	1

VIII-4 その他(本部) 生態系研究フィールド I 純水製造装置(イオン交換処理)

番号	項目	設備内容	作業内容	運転	記録・確認
P	1. 生態系研究フィールド I (1)純水製造設備	イオン交換樹脂塔 純水貯留槽	使用量の確認及び記録 水質の確認及び樹脂管理 保有量の確認	毎日 毎日 毎日	1 1 1

電気・計装設備

電気設備点検表

別紙－3－1

番号	項目	区分	作業内容	監視点検回数			年間回数
				日	週	月	
IV	排ガス処理設備	1. 排ガス処理Aゾーン設備盤 (南側)	(研究第1棟)	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		2. 排ガス処理Bゾーン設備盤 (北側)	(研究第1棟)	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		3. 排ガス処理SC-1設備盤	(共同実験研究棟) 研究本館Ⅱ	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		4. 排ガス処理SC-2設備盤	(共同実験研究棟) 研究本館Ⅱ	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		5. 排ガス処理SC-3設備盤	(共同実験研究棟) 研究本館Ⅱ	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		6. 排ガス処理SC-4設備盤	(共同実験研究棟) 研究本館Ⅱ	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		7. 排ガス処理SC-1設備盤	(研究第2棟)	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		8. 排ガス処理SC-2設備盤	(研究第2棟)	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		9. 排ガス処理SC-3設備盤	(研究第2棟)	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		10. 排ガス処理SC-4設備盤	(研究第2棟)	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		11. 排ガス処理SC-5設備盤	(研究第2棟)	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		12. 排ガス処理S-1設備盤	(研究本館Ⅲ) 共同実験2棟	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		13. 排ガス処理S-1設備盤	(環境リスク研究棟) 環境ホルモン総合研究棟	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		14. 排ガス処理F-1設備盤	(環境リスク研究棟) 環境ホルモン総合研究棟	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		15. 排ガス処理F-2設備盤	(環境リスク研究棟) 環境ホルモン総合研究棟	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		16. 排ガス処理F-3設備盤	(環境リスク研究棟) 環境ホルモン総合研究棟	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		17. 空気清浄装置PG1-3-1設備	(環境リスク研究棟)	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		18. 排ガス処理設備盤	(環境試料タイムカプセル棟)	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		19. 排ガス処理SC-1設備盤	(土壤実験棟)	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12
		20. 排ガス処理DEF-1設備盤	(共同実験研究棟) 研究本館Ⅱ	盤内機器の外観確認 動作試験 絶縁測定	1	1	12

電気設備点検表

別紙－3－1

番号	項目	区分	作業内容	監視点検回数			年間回数
				日	週	月	
V	環境ホルモン総合研究棟 (環境リスク研究棟)淡水処理装置	1. 淡水処理操作盤	盤内機器の外観確認			1	12
VI	臨湖用廃水処理施設等	1. P-1 2. 湖水・除濁湖水給水動力盤 3. 湖水・除濁湖水給水監視盤 4. P-2 5. P-3 6. P-4 7. P-5 8. P-6 9. バイオエコ浄化槽操作盤 10. 廃水処理設備監視盤 11. P1-LG(付属棟) 12. 排ガス処理操作盤 13. 守衛所ポンプ盤 14. 土壤浸透設備P-1	盤内機器の外観確認 絶縁測定 盤内機器の外観確認 絶縁測定 盤内機器の外観確認 盤内機器の外観確認 絶縁測定 盤内機器の外観確認 絶縁測定 盤内機器の外観確認 絶縁測定 盤内機器の外観確認 絶縁測定 盤内機器の外観確認 絶縁測定 盤内機器の外観確認 絶縁測定 盤内機器の外観確認 絶縁測定 盤内機器の外観確認 絶縁測定 盤内機器の外観確認 絶縁測定 盤内機器の外観確認 絶縁測定 盤内機器の外観確認 絶縁測定 盤内機器の外観確認 絶縁測定			1	12
VII	その他(本部) 公共下水道放流口(2ヶ所)	排水口監視盤(1) 排水口監視盤(2)	盤内機器の外観確認 盤内機器の外観確認			1	12
	生態系研究フィールド I 純水製造装置	純水製造設備盤	盤内機器の外観確認			1	12

工業計器

番号	項目	区分	作業内容	監視点検回数				年間回数
				日	週	月	年	
I-1	一般実験廃水処理施設	1. PHRCA-101	(一般系混合槽PH計)	校正		2	24	24
		2. PHRCA-102	(一般系中和槽PH計)	外観確認		2	24	24
		3. XR-101(PH)	(一般系処理水PH計)	校正		2	24	24
		4. XR-101(DO)	(一般系処理水DO計)	外観確認		2	24	24
		5. XR-101(TEMP)	(一般系処理水温度計)	外観確認		2	24	24
		6. XR-101(COND)	(一般系処理水導電率計)	外観確認		2	24	24
		7. LIRA-101	(一般系系処理水槽水位計)	外観確認		2	24	24
		8. LIRA-102	(一般系貯留槽1水位計)	外観確認		2	24	24
		9. LIRA-103	(一般系貯留槽2水位計)	外観確認		2	24	24
		10. LIRA-104	(一般系貯留槽3水位計)	外観確認		2	24	24
		11. LS-101~116	(一般系各水槽レベルスイッチ)	外観確認		2	24	24
		12. FIQ-101	(一般実験廃水処理設備汚水流量積算計)	外観確認		2	24	24
		13. FIQ-102	(一般実験廃水処理設備処理水積算流量)	外観確認		2	24	24
I-2	特殊実験廃水処理施設(旧)	1. LIRA-201	(特殊系貯留槽A水位計)	外観確認		2	24	24
		2. LS-201	(特殊系処理水槽レベルスイッチ)	外観確認		2	24	24
		3. LIRA-202	(特殊系貯留槽B水位計)	外観確認		2	24	24
		4. LIRA-203	(特殊系貯留槽C水位計)	外観確認		2	24	24
II	RI・遺伝子工学実験棟 廃水処理施設	1. LIA-1	(RI・遺伝子工学実験棟原水貯槽A水位計)	外観確認		2	24	24
		2. LIA-2	(RI・遺伝子工学実験棟原水貯槽B水位計)	外観確認		2	24	24
		3. LIA-3	(RI・遺伝子工学実験棟原水貯槽C水位計)	外観確認		2	24	24
III	逆浸透膜脱塩水(RO水)製造設備 純水製造設備	1. 研究第2棟純水製造設備導電率計(CIA-1~2)	外観確認		1	12	12	12
		2. 植物2騒音実験棟(生態系実験施設)逆浸透膜脱塩処理設備導電率計(CAI-1)	外観確認		1	12	12	12
		3. 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)逆浸透膜脱塩処理設備導電率計(CAI-A~C)	外観確認		1	12	12	12
		環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)逆浸透膜脱塩処理設備加温装置温度計(TICA-1)	外観確認		1	12	12	12
		4. 環境遺伝子工学実験棟(RI・遺伝子工学実験棟)逆浸透膜脱塩水製造設備導電率計(CAI-1)	外観確認		1	12	12	12
		5. 環境試料タイムカプセル棟逆浸透膜脱塩水製造設備導電率計(CAI-1)	外観確認		1	12	12	12
IV	排ガス処理設備	1. 研究第1棟排ガス処理設備PH計	(AゾーンPH計)	外観確認		1	12	12
			(BゾーンPH計)	校正		1	12	12
		2. 共同実験棟(研究本館Ⅱ)排ガス処理設備PH計	(SC-1PH 計)	外観確認		1	12	12
		3. 共同実験棟(研究本館Ⅱ)排ガス処理設備PH計	(SC-2PH 計)	校正		1	12	12
		4. 共同実験棟(研究本館Ⅱ)排ガス処理設備PH計	(SC-3PH 計)	外観確認		1	12	12
		5. 共同実験棟(研究本館Ⅱ)排ガス処理設備PH計	(SC-4PH 計)	校正		1	12	12
		6. 研究本館Ⅲ棟(共同実験2棟)排ガス処理設備PH(PH 計)		外観確認		1	12	12
				校正		1	12	12
		7. 環境ホルモン総合研究棟排ガス処理設備PH計	(S-1PH 計) (環境リスク研究棟)	外観確認		1	12	12
		8. 環境ホルモン総合研究棟排ガス処理設備PH計	(F-1PH 計) (環境リスク研究棟)	校正		1	12	12
		9. 環境ホルモン総合研究棟排ガス処理設備PH計	(F-2PH 計) (環境リスク研究棟)	外観確認		1	12	12
		10. 環境ホルモン総合研究棟排ガス処理設備PH計	(F-3PH 計) (環境リスク研究棟)	校正		1	12	12
		11. 環境試料タイムカプセル棟排ガス処理設備PH計	(PH 計)	外観確認		1	12	12
				校正		1	12	12
		12. 土壌実験棟排ガス処理設備PH計	(PH 計)	外観確認		1	12	12
				校正		1	12	12

電気設備点検表

別紙-3-1

番号	項目	区分	作業内容	監視点検回数				年間回数
				日	週	月	年	
V	環境ホルモン総合研究棟 (環境リスク研究棟)淡水処理装置	1. 淡水処理装置PH計 2. 淡水処理装置DO計 3. 淡水処理装置導電率計 4. 淡水処理装置残留塩素計	外観確認 外観確認 外観確認 外観確認			1		12
VI	臨湖用廃水処理施設等	1. LI-101 2. LI-01 3. PHIR-101 4. PHIR-102 5. PHIR-103 6. PHIR-104 7. TIR-101 8. FIRQ-101 9. FIRQ-102 10. 処理水COD計 11. FIQ-01 12. FIQ-02 13. FIQ-03 14. FIQ-04 15. PHIR-01 (No. 1原水調整槽水位計) (No. 2原水調整槽水位計) (凝集槽pH計) (pH調整槽pH計) (中和槽pH計) (モニター槽pH計) (モニター槽温度計) (原水流量計) (処理水流量計) (取水流量計) (湖水給水流量計) (除濁湖水給水流量計) (除濁湖水放流流量計) (除濁湖水放流pH計)	外観確認 外観確認 外観確認 外観確認 外観確認 外観確認 外観確認 外観確認 外観確認 外観確認 外観確認 外観確認 外観確認 外観確認 外観確認 外観確認 外観確認 外観確認		1		12	
VII	その他(本部) 環境ホルモン総合研究棟 (環境リスク研究棟) 底質シミュレーターシステム	底質シミュレーターシステム排水槽レベルスイッチ	外観確認			1		12
	生態系研究フィールド I 純水製造装置	生態系研究フィールド I 純水製造装置導電率計	外観確認			1		12

機械設備点検表

別紙-3-2

点検及び消耗品の補充、交換

番号	項目	区分	数量	点検回数				年間回数
				1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	
I - 1	(ポンプ)	汚水ポンプNO.1、2(水中)	2	台	○			12
		汚水揚水ポンプ	1	台	○			12
		排泥ポンプ(曝気槽用)	1	台	○			12
		一次処理水ポンプNO.1、2	2	台	○			12
		緊急ポンプ(調整槽用)	1	台	○			12
		緊急揚水ポンプ	1	台	○			12
		原水ポンプNO.1、2	2	台	○			12
		汚水移送ポンプNO.1、2	2	台	○			12
		緊急ポンプ(一般系用)	1	台	○			12
		排泥ポンプNO.1、2(一般系沈殿槽汚泥引抜用)	2	台	○			12
		砂ろ過原水ポンプ(一般系)	2	台	○			12
		活性炭ろ過原水ポンプNO.1、2(一般系)	2	台	○			12
		逆洗ポンプ(一般系ろ過器用)	1	台	○			12
		処理水ポンプNO.1、2、3(一般系)	3	台	○			12
		処理水返送ポンプ(一般系)	1	台	○			12
		分離水ポンプ	1	台	○			12
		硫酸注入ポンプ	1	台	○			12
		PAC注入ポンプ	2	台	○			12
		高分子助剤(ポリマー)注入ポンプ	1	台	○			12
		一般実験廃水(Ⅱ期)場内排水ポンプNO.1、2(水中)	2	台	○			12
(プロワー)	攪拌ブロワー		2	台	○			12
			1	台	○			12
	(攪拌機)	混合槽攪拌機	1	台	○			12
		凝集槽攪拌機	1	台	○			12
		中和槽攪拌機	1	台	○			12
		高分子助剤攪拌機	1	台	○			12
(搔寄機)	(搔寄機)	沈殿槽搔寄機	1	台	○			12
(空気圧縮機)	(空気圧縮機)	コンプレッサー(計装用)NO.1、2	2	台	○			12
		エアードライヤー	1	台	○			12
I - 2	(ポンプ類)	緊急ポンプ	1	台	○			12
		逆洗水移送ポンプ	1	台	○			12
		処理水移送ポンプNO.1、2	2	台	○			12
		特殊実験廃水(Ⅰ期)場内排水ポンプNO.1、2	2	台	○			12
		排水ポンプNO.1、2	2	台	○			12
		床排水ポンプNO.1、2	2	台	○			12
		排水ピットポンプ	1	台	○			12
		(プロワー)	攪拌ブロワー(曝気用、攪拌用)	2	台	○		12
		(空気圧縮機)	コンプレッサーNO.1、2	2	台	○		12
		※動物系飼育廃水	エアードライヤー	1	台	○		12
II	RI・遺伝子工学実験棟廃水処理施設(ポンプ)	原水揚水ポンプ	1	台	○			12
		移送・返送・放流ポンプ	1	台	○			12
		雨水くみ上げ(水中)ポンプ	1	台	○			12
III	(ポンプ)	逆浸透膜脱塩水(RO水)製造設備(1)研究第2棟	RO高压ポンプ	1	台	○		12
		(その他)	ROモジュール(4インチX2本)	1	台	○		12
			カートリッジ純水器	1	台	○		12
			活性炭ろ過器	1	台	○		12
			紫外線殺菌ユニット	1	台	○		12
		(2)生態系実験施設(植物2騒音実験棟)	RO高压ポンプ	1	台	○		12
			ブースターポンプ	1	台	○		12
		(その他)	ROモジュール(8インチX2本)	1	台	○		12
			活性炭ろ過器	1	台	○		12
			保安フィルター	1	台	○		12
III	(3)環境ホルモン総合研究棟(環境リスク総合研究棟)	RO高压ポンプ	1	台	○			12

点検及び消耗品の補充、交換

番号	項目	区分	数量	点検回数				年間回数
				1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	
III	(その他)	原水ポンプ	1	台	○			12
		給水ポンプ	2	台	○			12
		電気再生型イオン交換ポンプ	1	台	○			12
		ROモジュール(8インチX3本)	1	台	○			12
		自動軟水器	1	台	○			12
		塩素除去ユニット	2	台	○			12
		活性炭ろ過器	2	台	○			12
		保安フィルター	1	台	○			12
	(4) 環境遺伝子工学実験棟 (RI・遺伝子工学実験棟) (ポンプ)	電気再生型イオン交換装置	1	台	○			12
		蒸気加温装置	1	台	○			12
	(5) 環境試料タイムカプセル棟 (ポンプ)	RO高圧ポンプ	1	台	○			12
		加圧ポンプ	1	台	○			12
		ブースター(送水)ポンプ	1	台	○			12
		給水ポンプ	2	台	○			12
	(6) 動物実験棟 (ポンプ)	ROモジュール(4インチX1本)	1	台	○			12
		活性炭ろ過器	1	台	○			12
		保安フィルター	1	台	○			12
		加圧ポンプ	1	台	○			12
	(その他)	循環ポンプ	1	台	○			12
		ブースター(送水)ポンプ	1	台	○			12
		ROモジュール(4インチX2本)	1	台	○			12
		活性炭ろ過器	1	台	○			12
		保安フィルター	1	台	○			12

機械設備点検表

別紙-3-2

点検及び消耗品の補充、交換

番号	項目	区分	数量	点検回数				年間回数
				1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	
	(7) 土壤実験棟 (ポンプ)	加圧ポンプ 循環ポンプ(紫外線殺菌用) ブースター(送水)ポンプ	1 1 1	台 台 台	○ ○ ○			12 12 12
	(その他)	ROモジュール(4インチX1本) 活性炭ろ過器 保安フィルター カートリッジ純水器 紫外線殺菌ユニット	1 1 1 1 1	台 台 台 台 台	○ ○ ○ ○ ○			12 12 12 12 12
IV	排ガス処理設備							
	(1) 研究第1棟(A、Bゾーン) (ポンプ)	循環ポンプ 薬注ポンプ	2 2	台 台	○ ○			12 12
	(その他)	循環水槽 苛性ソーダ貯槽 排風機 コンプレッサー	2 2 2 2	台 台 台 台	○ ○ ○ ○			12 12 12 12
	(脱臭装置FU-1、FU-2)	プレフィルター 活性炭脱臭フィルター	2 2	台 台	○ ○			12 12
	(2) 研究第2棟 (ポンプ)	循環ポンプ	5	台	○			12
	(その他)	循環水槽 排風機	5 5	台 台	○ ○			12 12
	(3) 共同実験棟(研究本館Ⅱ) (ポンプ)	循環ポンプ 薬注ポンプ	4 4	台 台	○ ○			12 12
	(その他)	循環水槽 苛性ソーダ貯槽 排風機	4 4 4	台 台 台	○ ○ ○			12 12 12
		排風機(DEF-1)	1	台	○			12
	(フィルターユニットFU-1、2、FL-3)	プレフィルター 活性炭脱臭フィルター 排風機	4 4 4	台 台 台	○ ○ ○			12 12 12
	(4) 研究本館Ⅲ(共同実験2棟) (ポンプ)	循環ポンプ 薬注ポンプ	1 1	台 台	○ ○			12 12
	(その他)	循環水槽 苛性ソーダ貯槽 排風機	1 1 1	台 台 台	○ ○ ○			12 12 12
	(5) 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟) (ポンプ)	循環ポンプ	4	台	○			12
	(その他)	循環水槽 苛性ソーダ貯槽 プレフィルター 活性炭脱臭フィルター 排風機	4 4 3 4 4	台 台 台 台 台	○ ○ ○ ○ ○			12 12 12 12 12
	(フィルターユニットFU-1、2、3)	排風機 プレフィルター	3 3	台 台	○ ○			12 12
IV	(6) 環境試料タイムカプセル棟 (ポンプ)	循環ポンプ 薬注ポンプ	1 1	台 台	○ ○			12 12
	(その他)	循環水槽 苛性ソーダ貯槽	1 1	台 台	○ ○			12 12

点検及び消耗品の補充、交換

番号	項目	区分	数量	点検回数				年間回数
				1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	
(7) 土壌実験棟 (ポンプ)	排風機		1 台	○				12
	循環ポンプ		1 台	○				12
	循環水槽		1 台	○				12
	苛性ソーダ貯槽		1 台	○				12
(その他)	排風機		1 台	○				12
V 環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟)淡水処理装置 (ポンプ)	調温水ポンプ		2 台	○				12
	ループプロワー		1 台	○				12
	コンプレッサー		1 台	○				12
	紫外線殺菌器		2 台	○				12
	三連フィルター		2 台	○				12
	調温水槽		1 台	○				12
	活性炭ろ過器		2 台	○				12
	プレフィルター		2 台	○				12
	主フィルター		2 台	○				12

機械設備點檢表

別紙-3-2

点検及び消耗品の補充、交換

点検及び消耗品の補充、交換

番号	項目	区分	数量	点検回数				年間回数
				1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	
VI-5	純水製造装置	純水製造装置(使用している研究者にて実施)	台					
VI-6	その他(臨湖) (ポンプ)	土壤浸透施設排水ポンプ	2 台	○				12
VII	その他(本部) (1)環境リスク研究棟底質シミュレーター (ポンプ) (2)廃液置場 (ポンプ)	送液排水ポンプ 排水ポンプ	2 台 1 台	○ ○				12 12

機械設備點檢表

別紙-3-2

点検及び清掃、交換

機械設備点検表

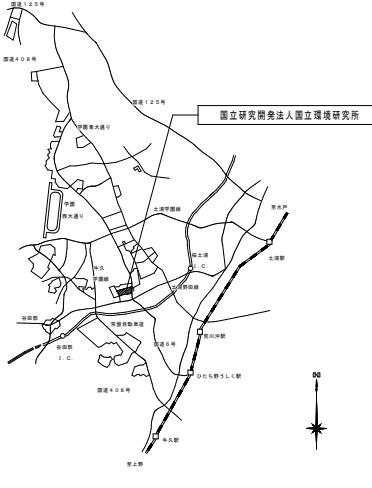
別紙-3-2

点検及び清掃、交換

番号	項目	区分	数量	点検回数				年間回数
				1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	
VI-1	湖水、除濁湖水給水設備	流量計	4	箇所			○	2
		取水ポンプ入口Y型ストレーナー	1	箇所	○			12
		抽気ライン入口Y型ストレーナー	1	箇所	○			12
		取水導水フローター	1	箇所	○			12
		取水導水管	1	箇所	○			12
		貯留槽水位計	1	箇所			○	1
		圧力計	5	箇所			○	1
VI-2	廃水処理施設	流量計	7	箇所			○	2
		原水ピット設備スクリーン	1	箇所	○			12
		薬品貯槽水位計	6	箇所			○	1
		貯留槽水位計	5	箇所			○	1
		圧力計	7	箇所			○	1
		加圧浮上槽レーキ	1	箇所			○	1
VI-3	排ガス処理設備	圧力計	2	箇所			○	1
		各槽水位計	2	箇所			○	1
VI-4	生活排水処理設備	各槽水位計	1	箇所			○	1
		プロアー	4	箇所	○			12
VI-5	純水製造装置	圧力計	3	箇所			○	1
		純水槽水位計	1	箇所			○	1
VII-1	(1)公共下水道放流口(2ヶ所)NO.1、2	流量計	2	箇所			○	1
		各水槽水位計	2	箇所			○	1
		各水槽水位計	1	箇所			○	1
		ホイストクレーン 電動チェーンブロック	5 1	箇所 箇所			○ ○	1 1
VII-2	(2)環境ホルモン総合研究棟(環境リスク研究棟) 底質シミュレーター							
VII-3	(3)生態系研究フィールドI 純水製造装置							
VII-4	(4)クレーン等設備							

案内図 (No Scale)

構内配置図 1/2, 50



名簿-実観	
番号	株式会社名
(1)	研究本部 I (旧研究室第1種)
(2)	管理部
(3)	資源開拓部
(4)	ワークシミュラブル
(5)	ポンジア
(6)	電気電子・分野別室
(7)	電気電子・フローラー室
(8)	耐震室・津波室
(9)	火災水槽室・防災室
(10)	被服室
(11)	練習機械室
(12)	生体生存実験実験施設(生物実験棟)
(13)	貯蔵室・備蓄室
(14)	廻用作活用室(その他の貯蔵庫)
(15)	空室(停泊場)
(16)	ボンベ室
(17)	危険物実験室
(18)	大気汚染実験棟
(19)	火災・大震災実験棟
(20)	水槽実験室実験施設
(21)	水槽水理実験棟
(22)	中間棟
(23)	研究本部 II (旧研究室第2種)
(24)	車 庫
(25)	守衛室
(26)	連絡場更衣室
(27)	自衛隊医療場
(28)	鹿鳴具舎
(29)	土壌試験場
(30)	港 航
(31)	土壤試験棟
(32)	大気汚染実験棟
(33)	火災実験室
(34)	特殊火災消滅(爆薬部)
(35)	大気モニタ一様
(36)	ポンジア室
(37)	土壌試験室
(38)	コンテナ置場
(39)	生物生存実験フィールド I
(40)	管 理 実 験 棟
(41)	大気汚染実験棟
(42)	ガラス温室露地部
(43)	倉庫
(44)	研究本部 I (旧実験室)
(45)	動物 実験室
(46)	アカツキ・リースベース
(47)	危険物貯蔵庫
(48)	液体貯蔵庫
(49)	ラジオゾーン
(50)	生物生存実験施設(旧植物2)
(51)	環境植物実験棟(旧実験室実験棟)
(52)	温 室
(53)	理培植物保存庫
(54)	大気・同位元素実験棟
(55)	研究本部 I
(56)	ディーゼルエンジン掛気発生装置
(57)	理培植物伝工学実験棟
(58)	(理培植物伝工学実験棟)(共同実験室)
(59)	特高実験電柱
(60)	理培植物栽培合併研究棟
(61)	理培植物栽培合併研究棟
(62)	地氷凍結化実験施設(爆薬部)
(63)	荷物、運営実験室
(64)	理培生物保存庫
(65)	コンテナ置場
(66)	南洋渡船場、ボルト巻被実験場、倉庫
(67)	理培試験室(マイカルセラム)
(68)	鳥飼前橋
(69)	ナノ粒子健康影響実験実験室
(70)	エコノミードーム式倉庫
(71)	野生動物接觸施設
(72)	倉庫
(73)	活体医薬品保存庫

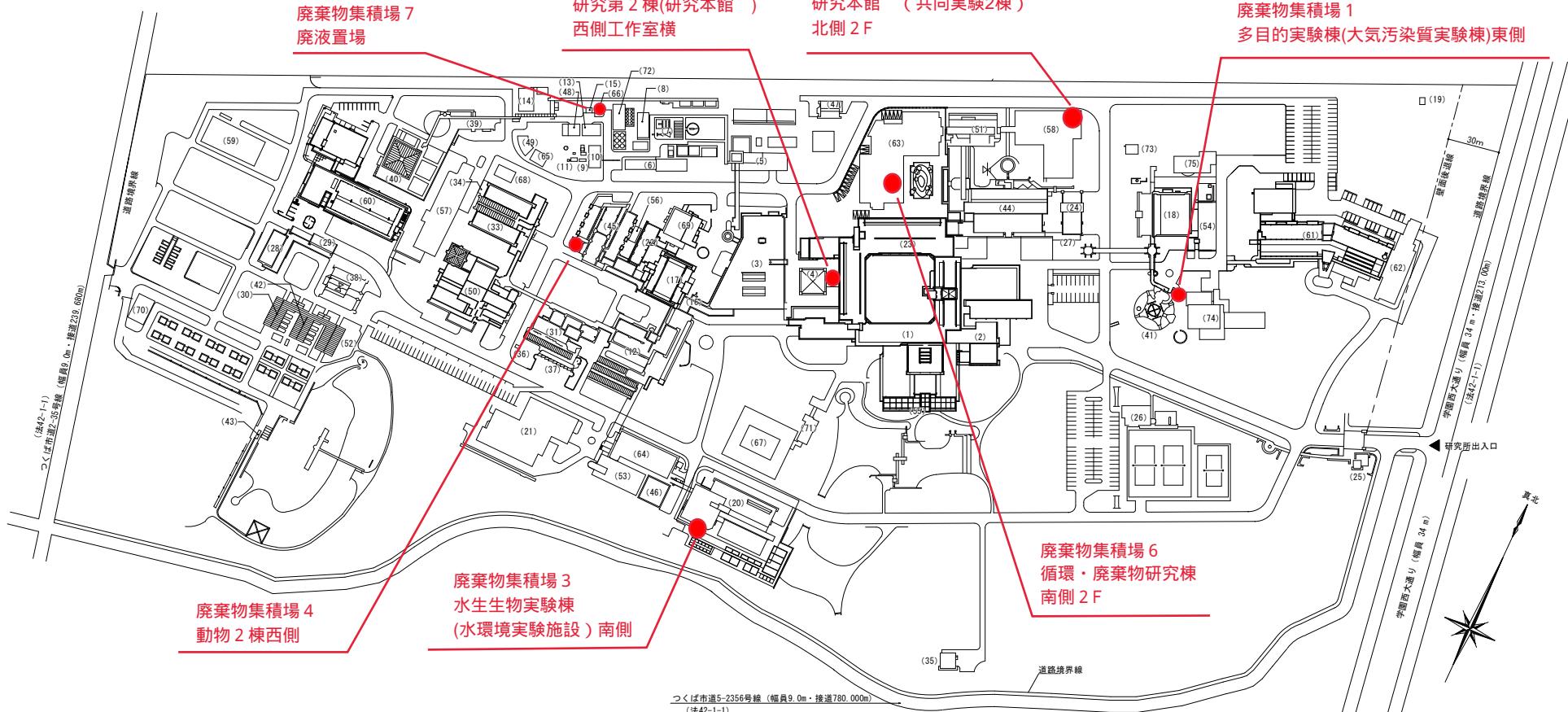
計画申請・確認申請用登録名簿一覧表					
番 号	登録名	番 号	登録名	番 号	登録名
(1)	研究会1団体	(31)	土壤微生物	(61)	地盤環境化研究会
(2)	管理権	(32)	大気汚染実験室	(62)	地盤環境化研究会(増加)
(3)	共通実験室	(33)	特殊微生物	(63)	理研・農業物質研究会
(4)	ワークショップ	(34)	特殊微生物(酵素部)	(64)	理研生物学研究会
(5)	ポンチ会	(35)	大気モニターネット	(65)	コンテナ運搬
(6)	電気芝・分析室	(36)	ポンチ会	(66)	荒原復活場、ボルト南流理地場、倉庫
(7)	電気室・コワーキング	(37)	土壤環境	(67)	環境試料カタログセレクション
(8)	別館会議室・著述室	(38)	生息動物野鳥監査管理室	(68)	鳥類育成
(9)	脱水室場・供給室	(39)	管理分析室	(69)	ナノ粒子農業品質監査実験施設
(10)	供給室	(40)	一般実験室水処理施設部	(70)	エニコイルナードボウ庫
(11)	施設周辺	(41)	多目的実験室	(71)	野生動物疫病班
(12)	植物実験室	(42)	ガラス温室内露地	(72)	倉庫
(13)	脱水室置場	(43)	倉庫	(73)	液体供給保管庫
(14)	廃棄物活用所その他貯蔵庫	(44)	会議室	(74)	電気貯蔵・軌道車
(15)	空ビン置場	(45)	動物2	(75)	エコチル試料保存庫
(16)	ポンチ会	(46)	アフリ・クリースペース		
(17)	動物実験室	(47)	危険物貯蔵庫		
(18)	大気化学実験室	(48)	供給室庫		
(19)	ガス純度室	(49)	スラッシュ置場		
(20)	水生生物実験室	(50)	植木2号試験実験場		
(21)	水循環実験室	(51)	共同実験室		
(22)	中動植物	(52)	温室		
(23)	研究会2団体	(53)	系統生物学研究会		
(24)	車 庫	(54)	大気汚染実験室		
(25)	守衛所	(55)	系統生物学研究会2		
(26)	運動場変更室	(56)	ディーゼルエンジン排氣生産装置		
(27)	白駐車置場	(57)	理研環境工学実験室		
(28)	農機具庫	(58)	研究会2団体(共同実験室2)		
(29)	特高変電室	(59)	特高変電室		
(30)	温 室	(60)	理研ブルーム組合研究会		

廢棄物集積場
廢液置場

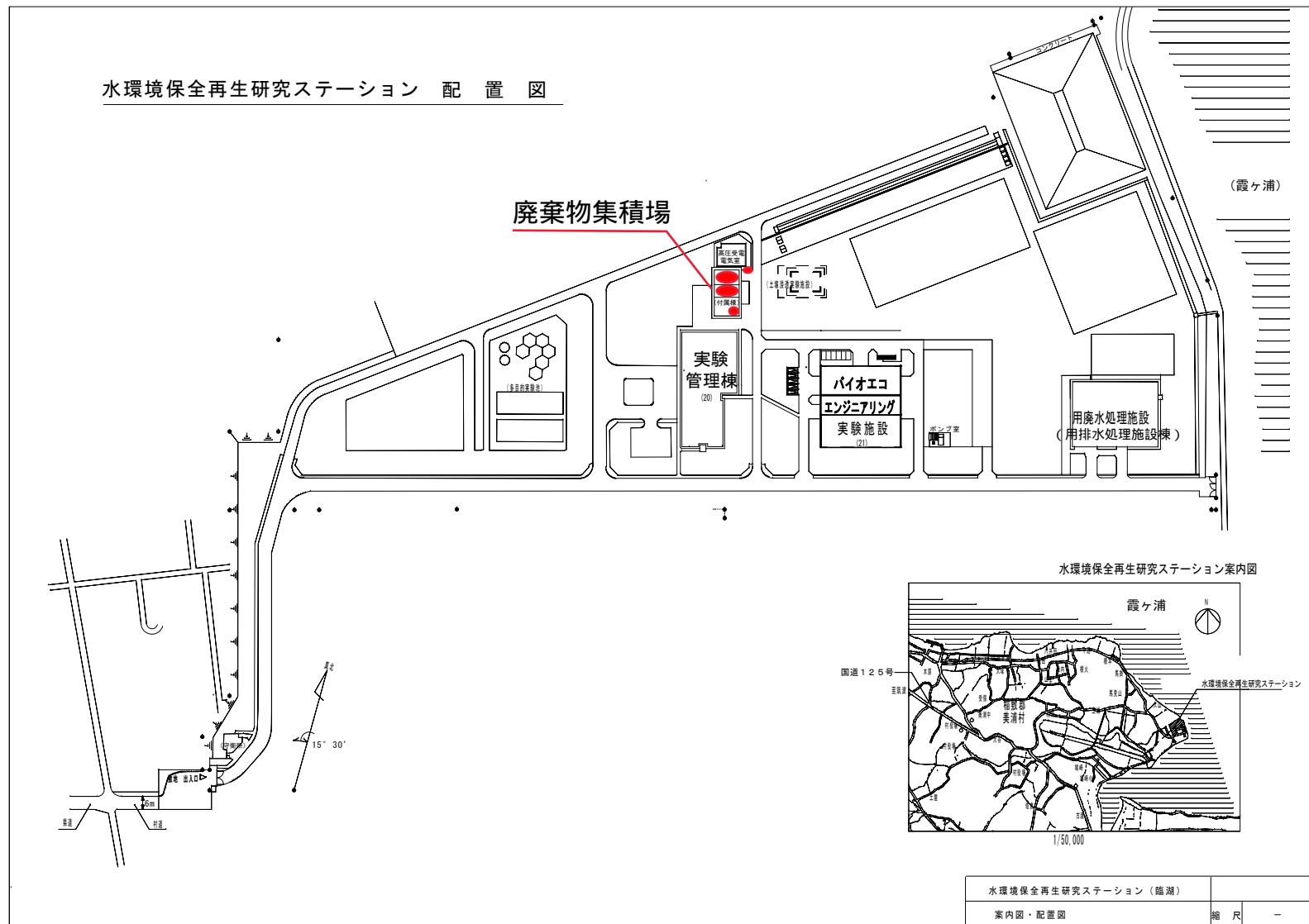
廢棄物集積場 2
研究第 2 棟(研究本館
西側工作室橫

廃棄物集積場
研究本館（共同実験2棟
北側2F

廃棄物集積場 1 多目的実験棟(大気汚染質実験棟)東側

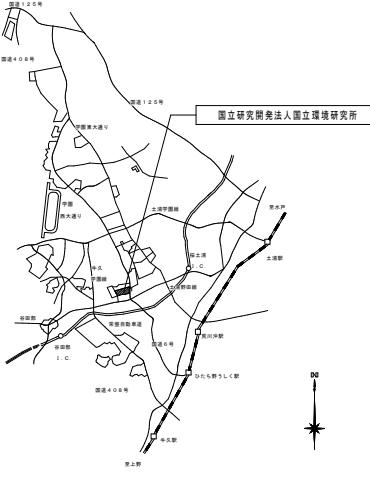


所内に設置してある「廃棄物集積場 1 ~ 7」の配置図



案内図 (No Scale)

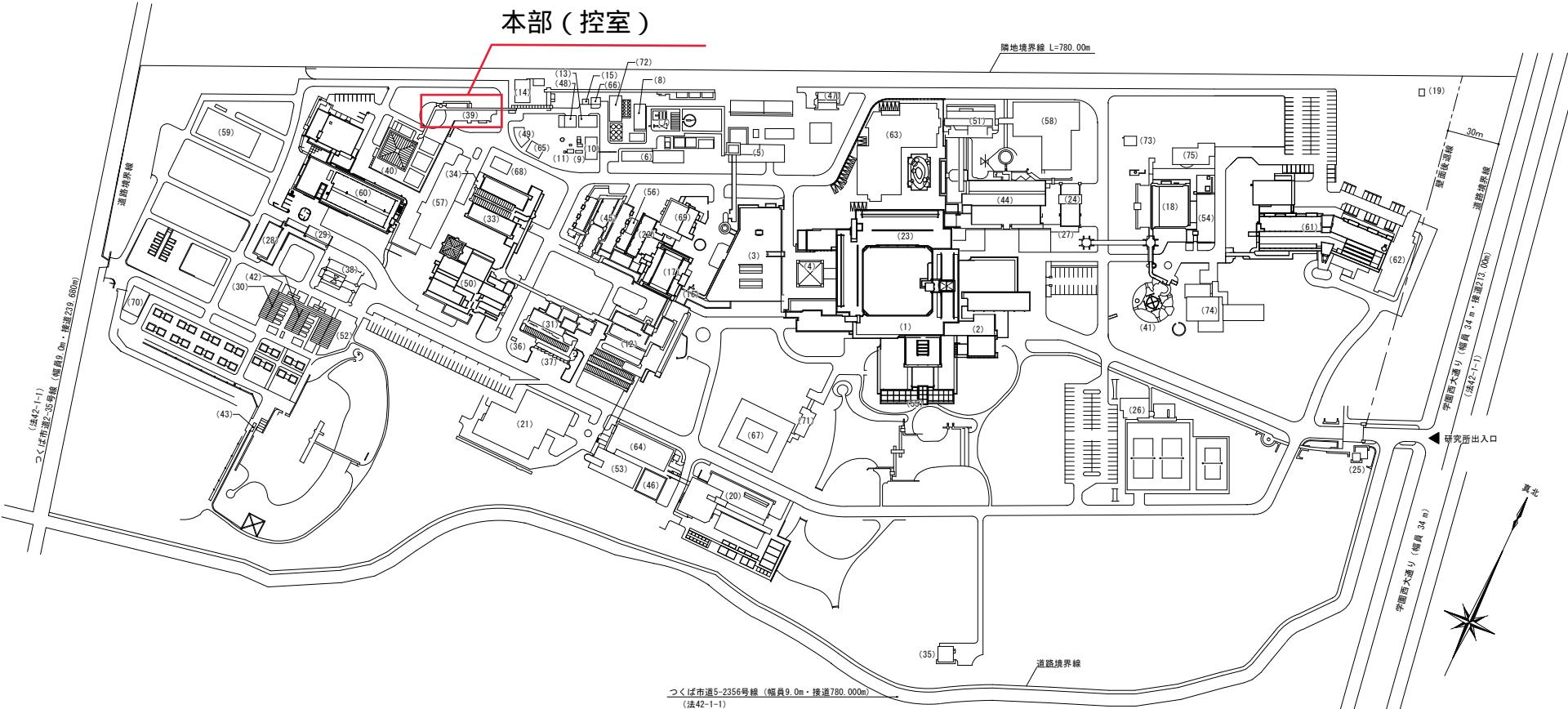
構内配置図 1/2, 50



名様一覧表					
番号	様名称	番号	様名称	番号	様名称
(1)	研究本部1 (旧研究室1様)	(31)	土壤試験機	(59)	特高電子電録
(2)	管理機	(32)	大気試験機	(60)	環境マルチモン综合研究機
(3)	共通設備機	(33)	特殊計測機	(61)	地盤基礎強化研究機
(4)	ワイヤー・シップ	(34)	特殊計測機(増設部)	(62)	地盤・地盤強化研究機(増設部)
(5)	ポンプ機	(35)	大型コンターラー	(63)	環境・生態研究機
(6)	電磁炉・分野室	(36)	ポンツーン	(64)	環境・生態研究機
(7)	電源装置・コントローラー	(37)	土壤機	(65)	コンテナ搬送機
(8)	防護服・墨書き	(38)	生物系群査ファイルド	(66)	環境保護・ボルト洗浄処理場、倉庫
(9)	陀螺儀・油缶	(39)	管理計画機	(67)	環境監視・カブセル化研究機
(10)	脚部機	(40)	一箇室蓄熱水処理施設機	(68)	鳥類育成機
(11)	排水機器	(41)	大気汚染実験機	(69)	ナノ粒子健康影響実験施設
(12)	生物物理実験室実験施設(旧生物実験棟)	(42)	ガラス大皿温露保持	(70)	エコフレームドボル倉庫
(13)	雨水機器庫	(43)	倉庫	(71)	野生動物疫疾施設
(14)	農業用機器性状その他の貯蔵庫	(44)	研究本部1 (旧会議室)	(72)	倉庫
(15)	空き停車場	(45)	動物2	(73)	浴室保管施設庫
(16)	ポンベ庫	(46)	アフ・ワリースペース		
(17)	動物実験室	(47)	危険物貯蔵庫		
(18)	大気化学実験機	(48)	候御研究室		
(19)	ガス漏れ測定	(49)	スラグ貯置場		
(20)	水循環実験施設	(50)	生物実験室施設(旧植物室2)		
(21)	水循環実験施設		微生物実験室施設(旧微生物室)		
(22)	中性物質	(51)	研究本部1 (旧共同実験室)		
(23)	研究本部1 (旧研究室2様)	(52)	温室		
(24)	真 庫	(53)	微生物実験室存査		
(25)	守衛所	(54)	大気共通実験機		
(26)	運動場更衣室	(55)	研究本部1		
(27)	自転車置場	(56)	ディーゼルエンジン排気发生装置		
(28)	農業器具	(57)	環境適合工芸実験機		
(29)	土壤圃場		(旧)環境適合工芸実験機		
(30)	湯 室	(58)	研究本部1 様(共同実験室2様)		

番号	様本名	番号	様本名	番号	様本名
(1) 研究室2種	(31) 土壤微生物	(31)	土壤微生物	(61)	地盤凍結化研究機
(2) 管理棧	(32) 大気物理実験棧	(32)	大気物理実験棧	(62)	地盤凍結化研究機(増設)
(3) 道路排水棧	(33) 特殊計測棧	(33)	特殊計測棧	(63)	堆積・廃棄物研究棧
(4) ウィッシュラップ	(34) 特殊計測棧(堆肥部)	(34)	特殊計測棧(堆肥部)	(64)	堆積土生物保存棧
(5) ボンジ堂	(35) 大気モニターリング	(35)	大気モニターリング	(65)	コンテナ式堆積
(6) 電線桿室・分析室	(36) ポリ1室	(36)	ポリ1室	(66)	液滴凍結・ボルト液滴凍結場、倉庫
(7) 電動車・プロロード室	(37) 土壌環境室	(37)	土壌環境室	(67)	環境試験用カイルカセル棧
(8) 脱却室・蓄電室	(38) 生態系野外施設管理棧	(38)	生態系野外施設管理棧	(68)	鳥貯蔵棧
(9) 水脱却室・供給室	(39) 管理分析棧	(39)	管理分析棧	(69)	ナノ粒子塵露影響実験施設
(10) 煙却室	(40) 一般実験室水処理施設棧	(40)	一般実験室水処理施設棧	(70)	エニコイルドナビ倉庫
(11) 排便棧	(41) 多目的実験室	(41)	多目的実験室	(71)	野生動物疫病施設
(12) 植物実験棧	(42) ガラス温室蓄積棧	(42)	ガラス温室蓄積棧	(72)	倉庫
(13) 脱水器置場	(43) 倉庫	(43)	倉庫	(73)	液体供給保管庫
(14) 廉用室活用部兼他の物貯蔵庫	(44) 会議棧	(44)	会議棧	(74)	電算機室・会議室
(15) 空ドクタリング場	(45) 動物棧	(45)	動物棧	(75)	エコチル試料保存棧
(16) ボンバ棧	(46) アフア・フリースペース	(46)	アフア・フリースペース	()	()
(17) 動物実験棧	(47) 陥没孔倉庫	(47)	陥没孔倉庫	()	()
(18) 大気化学実験棧	(48) 供給室坪	(48)	供給室坪	()	()
(19) ガス滅虫室	(49) スラッシュ埋場	(49)	スラッシュ埋場	()	()
(20) 水生生物実験棧	(50) 組織伝導実験棧	(50)	組織伝導実験棧	()	()
(21) 水質実験棧	(51) 共同実験棧	(51)	共同実験棧	()	()
(22) 中動植物棧	(52) 温室	(52)	温室	()	()
(23) 研究室2種	(53) 共同微生物棧1	(53)	共同微生物棧1	()	()
(24) 車 庫	(54) 大型共同実験棧	(54)	大型共同実験棧	()	()
(25) 守衛室	(55) 共同微生物棧2	(55)	共同微生物棧2	()	()
(26) 道路排水更衣室	(56) ディーゼルエンジン排氣生物発酵装置	(56)	ディーゼルエンジン排氣生物発酵装置	()	()
(27) 自由車置場	(57) 球磨伝導工学実験棧	(57)	球磨伝導工学実験棧	()	()
(28) 施設器具	(58) 研究木本2 棟(共同実験2棟)	(58)	研究木本2 棟(共同実験2棟)	()	()
(29) 土壤実験場	(59) 特殊実験棧	(59)	特殊実験棧	()	()
(30) 温 室	(60) 研究ホルム酸結合研究棧	(60)	研究ホルム酸結合研究棧	()	()

本部（控室



水環境保全再生研究ステーション 配置図

